

官報

号外

平成十一年七月二十二日

○第百四十五回 衆議院會議録 第四十七号

平成十一年七月二十二日(木曜日)

議事日程 第三十六号

平成十一年七月二十二日

午後一時開議

- 第一 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第三 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第四 国旗及び国歌に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第二 肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第三 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第四 国旗及び国歌に関する法律案(内閣提出)

産業活力再生特別措置法案(内閣提出)及び起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案(中野寛成君外四名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案、日程第二、肥料取締法の一部を改正する法律案、日程第三、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長穂積良行君。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案及び同報告書

肥料取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(穂積良行君登壇)

○穂積良行君 ただいま議題となりました三法律

案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。初めに、各法律案の主な内容について申し上げます。

まず、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案は、環境と調和のとれた農業生産の確保を図るため、持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対し、農業改良資金の償還期間の特例等の措置を講じようとするものであります。

次に、肥料取締法の一部を改正する法律案は、最近における肥料を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、肥料の品質の保全を図るため、特殊肥料の品質に関する表示の適正化等の措置を講じようとするものであります。

次に、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案は、畜産業を営む者が行う家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の利用の促進に関する国の基本方針及び都道府県計画について定め、都道府県計画に従って施設の整備を図る者に対し、農林漁業金融公庫から資金の貸し付けを行おうとするものであります。

三法律案は、去る四月十六日参議院から送付され、七月十二日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、翌十三日中川農林水産大臣から三法律案の提案理由の説明を聴取し、昨二十一日質疑を行いました。

質疑終局後、まず、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案及び肥料取締法の一部を改正する法律案について順次採決いたしましたところ、両法律案はいずれも全会一致をもって

原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次いで、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案について、日本共産党から、国及び地方公共団体は、処理高度化施設の整備を促進するため、必要な財政上の措置を講ずる旨の規定を追加する修正案が提出され、採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 国旗及び国歌に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、国旗及び国歌に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長(二田孝治君)。

国旗及び国歌に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔二田孝治君登壇〕

○二田孝治君 ただいま議題となりました国旗及び国歌に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国において、日章旗及び君が代が、それぞれ国旗及び国歌として国民の間に広く定着していることにかんがみ、成文法にその根拠を明確に規定しようとするものであります。

本案は、去る六月二十九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、七月一日野中官房長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、同月六日及び七日には委員派遣によるいわゆる地方公聴会、翌八日には公聴会、十六日には参事人からの意見聴取を行い、さらに、昨二十一日には文教委員会との連合審査会を開催したほか、連合審査会終了後、本案に対し民主党から修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取した後、本案及び修正案について、小淵内閣総理大臣等に対し質疑を行うなど、幅広い角度から、極めて慎重かつ熱心な審査を行ってまいりました。

その質疑の主な内容は、国旗及び国歌を法制化することの是非、法制化のあり方、君が代・日の丸に関する歴史認識、君が代の解釈、教育現場に對する強制への懸念などでありましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、昨二十一日質疑を終了し、討論を行い、採決いたしましたところ、民主党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 本案に対しては、菅直人君外二名から、成規により修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨弁明を許します。鳩山由紀夫君。

国旗及び国歌に関する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

〔鳩山由紀夫君登壇〕

○鳩山由紀夫君 私は、民主党を代表し、国旗及び国歌に関する法律案に対する修正案について、その提案理由及び概要を御説明いたします。

今、多くの国民が、窒息しそうなほどの息苦しさを感じています。数に物を言わせ、国家の管理を強化しようという政権が誕生しようとしているからです。まさにこのようなときに、日の丸を国旗に、君が代を国歌に定めるという法案が提出されました。

その審議に際して、我が党の石井一議員の質問に対し、野中官房長官は、まさに恫喝とも思えるような答弁をされました。それはまさに、国民に對して、国民に言われる筋合いではないと聞き直っているのと同じであります。ここ数年の長官の変節とも言える言行不一致と無責任発言は、到底許容しがたいものであり、次世紀の我が国のある方にもかかわる本法案が、そのような大臣の主管のもとで審議を進めなければならないことは、日の丸・君が代はもとより、日本国民にとつ

てまことに不幸なことであります。

日の丸・君が代が国旗・国歌として定着していることは、多くの国民が認めることでもあります。だから、わざわざ法律にすることもないという意見もあるほどです。しかし、日の丸・君が代が国旗・国歌として定着していることと、日の丸・君が代を法制化することは、全く別の問題です。現実には、日の丸の法制化については多くの国民が賛成しておりますが、君が代に対しては、歴史観の相違や世代間の受けとめ方の違いなどから、さまざまな意見があり、法制化することについては慎重論がふえております。

それにもかかわらず、政府が、通常国会冒頭ならまだしも、延長された国会の中で本法律案を提出したことは、余りにも唐突であると言わざるを得ません。その上、政府が本法律案を提出した動機も、教育現場の混乱を抑えつけるためだけにしか考えられず、不純なおいが感じられ、また、結果として、残念ながら、教育現場もさらに混乱する懸念すらあります。

すべての国民の内面に深くかわる国旗・国歌の問題を、国民的な議論もせずに、数合わせの権が牛耳る国会で、わずか二日間、十三時間ばかりで成立させようという政府の姿勢に、国民は不安と不信感を募らせています。この経緯からすれば、日の丸・君が代を最も軽視しているのは、ほかならぬ政府であると言わざるを得ません。

(拍手)

私たち民主党議員一人一人の心中も、正直言って揺れ動きました。そして、他の多くの政党とは異なつて、私たち民主党は、愚直なほど何度何度も議論を重ねてまいりました。その結果、多く

の国民の心情を酌み取りながら、国旗については法制化を認めるものの、国歌についてはもっと時間をかけて議論をすべきと考え、今般、政府案に対する修正案を提出いたしました。

以下、修正案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、題名を「国旗法」とするものとします。

第二に、国旗に関する規定中、「国旗は、日章旗とする」とあるのを、「国旗は、日章旗である」といたします。

第三に、国歌に関する規定を削除するものとします。

以上が、修正案の内容の概要です。

私たちは、五五年体制のもとでの、国家主義的な保守でも、また平和主義、国際主義的な革新でもありません。国民主権を主張する戦後日本の世代であります。したがって、日の丸に対しては、国家に立脚した保守の賛成論でも、国家を批判する革新の反対論でもなく、国民国家に立脚した戦後日本の象徴として、国旗としての法制化に賛成をいたします。

君が代については、象徴天皇制に戦前の天皇制をタブラせる保守の賛成論にも、天皇制を否定する革新の反対論にもくみせず、戦前の天皇制ではなく、国民主権の立場から象徴天皇制を認める考え方に基づいて、もっと時間をかけて国民的な議論の中で結論を出すべきものと思いました。

私たちは、この国が大好きです。日本に生まれ育ったことに誇りを持っています。国を愛する心は、強制されるものではなく、真に内面からわき上がってくるべきものでなければなりません。私たち政治家の役割とは、過去のさまざまな歴史を

乗り越え、遠い未来の子孫たちに、彼らが真に愛することのできる国をつくり上げ、受け継がせていくことにあるのではないのでしょうか。そして、そのときにこそ、すべての国民が自然な感情で国歌を歌い上げることができのだと思います。

私たち民主党は、そのために存在していることを肝に銘じ、一層の努力をすることを国民にお誓い申し上げます。

各会派の御賛同をお願い申し上げ、国旗及び国歌に関する法律案に対する修正案の提案理由及び概要の説明を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。植竹繁雄君。

(植竹繁雄君登壇)

○植竹繁雄君 私、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております国旗及び国歌に関する法律案に賛成し、民主党提出の修正案に反対の立場から討論をいたします。(拍手)

まず第一に、今日、日の丸・君が代が我が国の国旗・国歌として広く国民の間に定着していることは明らかであります。

国旗日の丸につきましては、既に江戸時代の末期に我が国の国旗として定められ、由来、一貫して国旗として取り扱われてまいりました。また、国歌君が代につきましても、明治十三年に現在の曲を持つ君が代が完成して以降、国民の中に国歌として定着してまいりました。

このことは、政府の行った過去の世論調査や最近の報道各社が行った世論調査の結果を見ても明白であり、また、オリンピックやワールドカップ

サッカーなど各種の国際競技大会においても、多くの国民が日の丸の旗を振り、表彰式では、日の丸が掲揚され、君が代が演奏されております。

ところが、このように既に定着している日の丸・君が代について、なお一部では、法的根拠がないとして、国旗と国歌であることを認めないというまことに残念な意見もあり、去る二月にみずから命を絶たれた広島県の石川校長は、まさにこのことの犠牲となられたもので、まことに痛ましい限りであります。このような悲劇を二度と繰り返さないためにも、国旗・国歌の法制化を行うことは、大きな意義があると考えます。

二十一世紀を間近に控えた今日、我が国の歴史、文化、伝統を反映した国旗日の丸と国歌君が代を、成文法で定めるという形できちんと次の世代に引き継いでいくことが、激動の二十世紀を生きてきた私たちの責務であると考えております。

以上で、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 山原健二郎君。

(山原健二郎君登壇)

○山原健二郎君 私は、日本共産党を代表して、日の丸を国旗とし、君が代を国歌とする本法案に断固反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

今、新聞紙上での討論に見られるように、国旗・国歌をめぐる、我が国で史上初めて国民的討論が開始されています。日の丸を国旗と認めるという意見や、日の丸を見ること自体嫌悪を感じるという意見や、君が代は絶対歌いたくないなどの多種多様な意見であります。法案が提出されるや、国民的議論と法案の慎重審議を求める声が大

多数となっていることは、御承知のとおりであります。

六月三十日の朝日新聞における世論調査では、今の国会での成立にこだわらず、十分議論を尽くすべきだとの声が六六％に達し、また、七月十四日付の毎日新聞の世論調査においても、もっと時間をかけて議論をすべきとの声と法制化反対の声を合わせると、五八％に達しているものであります。今や国民の多数が国旗・国歌について国民的討論を求めていることは明らかであります。

そうした声にこたえ、国民的討論を保障し、合意形成に努めることこそ、国会と政府に課せられた責務であります。この責務を放棄し、あまつさえ国民的議論を封殺し、しかも、国旗・国歌という国のシンボルを決める法案をわずか十三時間の実質審議で強行することが、言語道断であり、我が国の憲政史上に汚点を残す暴挙と言わなければなりません。(拍手)

また、この間の世論調査の大きな特徴は、国会の審議が行われ、政府答弁の矛盾が露呈することです。NHKが行った六月初めの調査では、法制化賛成が四七％で反対が四八％と、ほぼ拮抗しております。しかし、六月末に行われた朝日の世論調査では、反対が六六％で賛成二五％、七月中旬の毎日の世論調査で、君が代で反対五八％、賛成三六％であり、今や国民の半数以上が法制化反対の声を上げておる事実をどう見るか。政府は、これまで日の丸・君が代は国民に定着しておると説明をしてきました。しかし、この間の世論調査は、見事にその根拠が崩れ去ったことを白日のもとにさらしておるのであります。

この間の地方公聴会、中央公聴会、そして参考人質問で述べられた意見は、反対、賛成がほぼ伯仲するなど、世論が二分されていることが明らかとなりました。国民的に定着しているというのではなく、日の丸・君が代の法制化をめぐる世論が二分されておるのです。こうした虚構の定着論の破綻を前にして、これを取り繕うために、今度は数を頼りに法律案を通し、しやにむに国民に押しつけるというのでは、国民を愚弄するにもほどがあると言わなければなりません。

ある新聞がいみじくも「君が代狂騒曲」とやゆしたように、君が代の政府による新解釈も笑止千万であり、不可解きまわるもので、到底国民的合意を得られるものとはなっておりません。「君」は天皇を指し、「が」が所有の格助詞、そして「代」は国、つなげば天皇の国となり、その歌詞の意味は、天皇の国が永遠に栄えることを願うということになり、国民主権と両立し得ないものであることは明白ではありませんか。いかに装いを凝らすうとも、天皇統治礼賛の君が代の本質は変えることはできないのであります。

二千数百万のアジアの人々と三百万を超える日本国民が犠牲となった戦争遂行のシンボルとなったのが君が代であり、日の丸でありました。あの凄惨な国民の苦しみを忘れることはできません。あの戦火をくぐり抜けた国民の日の丸・君が代に対する批判を無視し、圧殺することは断じて許されぬことであります。

この法制化が明らかになると、アジアの諸国の有力紙が一斉に、軍国主義の亡霊はなくなっていない、憂慮せざるを得ない右傾化の現象と書きました。国際的に認知されているどころか、国際的

に警戒されていることを思い知るべきであります。

私は、国会議員として一貫して文教委員会に所属しております。教育に対する君が代・日の丸の押しつけは、余りにも異常なものがありません。とりわけ、一九八五年に公立小中高等学校における特別活動の実施状況における調査についてという通知が出されてから、教育への押しつけは厳しくなりました。ビデオで教師の口元を写し、写真で恫喝を加え、職務命令の形で実施を迫ったのであります。

広島の高橋信雄公述人は、教師がみずからの思想、良心を偽って子供の前に立つことはどうも惨めなことはございませぬ、みずからの教育的良心を偽ることを強制されることは、教師たる資格を剝奪されるに等しいことだと述べました。

一たん教師になると、憲法に保障された内心の自由が保障されない、そのような事態に教師たちを追いつ込んだのであります。そして、子供も内心の自由が奪われました。子供たちにとって楽しく晴れがましい舞台である入學式、卒業式が、重苦しいものに変えられていったのであります。教師みずからが自由であるときのみ自由の教育ができるという言葉を引くまでもなく、学校教育において自由と創造性を回復すべきであります。

先進諸国のサミット参加国の中で、学校の入學式、卒業式で国旗・国歌を強制しているのは我が国だけであります。憲法に保障された良心の自由、内心の自由を保障するために、学校教育に対する押しつけは断固としてやめるべきであります。

「君が代は国歌ではない、是は天子の徳を讃へ

るための歌である、国歌とは其平民の心を歌ふたものでなくてはならない、これは主権在君の時代、絶対制、天皇制のもとにおける内村鑑三の言葉であります。今や主権在民の時代であります。その主権在民の国にふさわしい国旗と国歌が求められておるのであります。

このために、今からでも遅くはありません、この日の丸を国旗とし、君が代を国歌とする法案を廃案にすることです。そして、国民的討論による、国民的合意に基づく、国民みずからによる、国民のための国旗・国歌の創造に踏み出すべきであります。これが、二十一世紀の民主日本、平和な日本にふさわしい国歌・国旗になることは想像にかたくありません。日本共産党はそのために全力を尽くすものであります。

なお、民主党の修正案につきましては賛成しがたいものがあります。したがって、賛成できないことを申し添えまして、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 河合正智君。

(河合正智君登壇)

○河合正智君 私は、公明党・改革クラブを代表して、議題となっております国旗及び国歌に関する法律案について、賛成の立場から討論を行うものでございます。(拍手)

小淵総理は、六月二十九日の衆議院本会議で、我が党の幹事長の質問に対し、今回の法制化は、日の丸と君が代が国旗・国歌として国民の間に広く定着し、新しい世紀、二十一世紀を迎えることを一つの契機として、成文法にその根拠を明確にするためとされましたが、共感できるところでございします。

一方、沖縄、広島等の地方公聴会及び中央公聴会においても明らかにされましたように、さきの大戦による被害者、犠牲者に対する傷跡は、国内外においてなお深く、いやされていないこともまた事実でございます。

我が党は、さきの冬柴幹事長の質問の中で、昭和二十年八月十五日の敗戦の日以前に生じた、暗い悲しい出来事に対する認識と評価は、歴史認識もしくは歴史観の問題として整理すべきものと主張し、小淵総理はこれに同感され、日の丸や君が代はこれと区別して考えていくべきであると答弁されました。

また、君が代の「君」の解釈について、小淵総理は、日本国及び日本国民統合の象徴であり、その地位が主権の存する日本国民の総意に基づく天皇のことを指すと答弁され、国民主権との関係を強調されたところであります。

さらに、冬柴質問に答えて小淵総理は、君が代の歌詞は、現日本国憲法では、日本国民の総意に基づき、天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の永い平和と繁栄を祈念したものとされました。

一方、国旗・国歌の教育現場での取り扱いについては、七月二十一日、衆議院文教委員会との連合審査会において、我が党の委員からの、平成六年十月十三日の政府統一見解の三項目は法制化後も変更ないかとの質問に対し、野中官房長官から、また同日午後の総括質疑での私の質問に対し小淵総理から、ともに、法制化後も変更ない旨明言されました。

すなわち、総理は、学習指導要領に基づいて、校長、教員は国旗・国歌の指導をする、このこと

は児童生徒の内心にまで立ち入って強制しようとする趣旨のものではなく、あくまでも教育指導上の課題として指導を進めていくことを意味すると断言されました。さらに、野中官房長官から、この総理答弁を、文部行政はもとより政府全体に徹底する旨決意の披露がございました。一國の総理と官房長官の発言として、これ以上の重みはないと受けとめさせていただきます。

地方公聴会四会場、中央公聴会、参考人質疑、連合審査会及び内閣委員会での質疑の中で、論点はほぼ議論し尽くされたと思感いたしております。

とりわけ沖繩の公聴会において、沖繩戦の上陸地点であった読谷村に生まれ育った沖繩社大党元書記長の御発言は、私の脳裏に焼きついて離れません。このようにおっしゃいました。

国旗・国歌の法制化問題は、価値観や歴史認識に加え、論理構造も非常に複雑多岐にわたる難問ですけれども、戦後五十余年にわたって、文字どおり積年の課題ですので、二十世紀の課題は二十世紀中に区切りをつける、この法制化で区切りをつけて、そこから派生する問題は、二十一世紀の課題としてまたさらに追求していく方がよいのではないかと述べられました。

あの方のお受けになった歴史の風雪をうかがい知るべくもございませんが、その言葉を引用させていただきます。賛成討論といたします。

以上。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 濱田健一君。

(濱田健一君登壇)

○濱田健一君 私は、社会民主党・市民連合を代表しまして、ただいま議題となっております政府

提出の国旗及び国歌に関する法律案並びに民主党提出の修正案に対して、反対する立場から討論をいたします。(拍手)

さて、通常国会末になって、政府からいわゆる国旗及び国歌に関する法律案が国会提出され、日の丸・君が代法制化がわかに延長国会の焦点となるに至りました。私は、今なぜ日の丸・君が代を法制化するのか、その十分かつ相当な理由はな

いと考えるものであります。まず、法案提出に至る経過及び審議にかかわって問題点を指摘いたします。

当初、小淵総理は、現時点では政府として法制化は考えていないと明言していたのであります。

それが、六月二十九日、衆議院本会議における我が党の中西継介議員の質問に答えて、よくよく考えてみて、我が国は成文法を旨とする国であることなどから法制化するとおっしゃるのであるから、あいた口がふさがりません。日本が成文法の国であることに、よくよく考えてみて気づくなど、それだけで総理の資質が問われるというものではないでしようか。

また、今回の法制化については、国民世論が分かれており、慎重な国会審議が求められていたところであり、しかし、地方公聴会、中央公聴会、参考人招致や文教委員会との連合審査は行われたものの、内閣委員会の審議はわずか二日間、九時間半しか行われておらず、極めて不十分であります。社会民主党は、審議に当たって、十分な質疑日程の保障を求めましたが、内閣委員長の職権によって、昨日委員会が採択され、本日を迎えたことは極めて遺憾であります。

以上を申し上げた上で、法制化の問題点について指摘してまいります。

まず第一には、これまでも、学習指導要領を盾に学校現場で国旗掲揚、国歌斉唱が強制されてきたという事実に関してであります。

広島県では、学校現場のさまざまな意見を無視して、卒業式での国歌斉唱を強制するよう県教育委員会が強く命じたため、県立高校の校長が自殺するという痛ましい事件が起きました。人の命すら奪う事態が起きているのですから、まずそれを回避するために強制を行わないことが先決でございます。それが、逆に法制化によって強制的に法的根拠を与えようというのですから、本末転倒しているばかりか、日本国憲法が保障する内心の自由を侵害するものであると言わざるを得ないものであります。

今後、日の丸・君が代の強制が、法制化をてこにして、教育の場に限らず、地域や社会の隅々まで、掲揚、斉唱を当然のごとく強いことになれば、内心の自由を侵害する危険があることは言うまでもありません。

第二は、日の丸・君が代をどう認識するかについてであります。

いまだに日の丸・君が代の問題が指摘されるのは、明治以降、日本が歩んだ侵略と植民地支配の歴史に深く関連していることは言うまでもないこととでございます。日の丸・君が代をどう認識するかは、基本的には個人の内心の自由にかかわる問題であります。過去の侵略戦争、植民地支配のシンボルとして、アジアの人々に強制してきた歴史的事実をも踏まえなければならないのではないでしようか。

戦後、我が国は、過去の侵略戦争、植民地支配を真摯に反省し、日本国憲法のもと、平和国家、民主主義国家たるべく不断の努力を積み上げてきたはずであります。しかし、アジア諸国とその国民に対して、歴史的清算と真の政治的和解が十分なままだであることに思いをいたすとき、法制化は余りにも拙速と言わざるを得ないのであります。

第三は、果たして日の丸・君が代の法制化が国民世論として定着しているのかという問題であります。

最近のある報道機関による世論調査を見ますと、もっと時間をかけて議論すべきだという意見と法制化に反対との意見を合わせれば六割近くに達していることからしても、国民世論は法制化に消極的と判断すべきではないでしようか。しかし、政府は、長年の慣行により定着しているというのみで、何らその根拠を示していないのであります。むしろ、長年の強制により強制という手法が定着していると言ふべきであります。

第四は、君が代の歌詞の解釈についてであります。政府は、日本国憲法のもとでは、天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の永久に平和と繁栄を祈念したものと公式見解を明らかにしております。しかし、君が代は、古今和歌集に収録された和歌が起源とされる文学作品であり、その解釈についてもさまざまな見解が示されております。にもかかわらず、政府が特定の解釈を施すことは適切と言えるでしようか。極めて疑問であります。

以上、指摘いたしましたとおり、日の丸・君が代は決して我が国の国旗・国歌としてふさわしい

ものとは言えず、もちろん法制化すべきではありません。自由主義の発展も、民主主義の発展も、また人権の擁護も、健全な愛国心に支えられてこそ可能であります。

我が国においては、戦前の軍国主義の反省から、愛国心イコール偏狭なナショナリズム、反動として敵視され、国家形成の基本であり人格形成の基本である国民の愛国心の涵養がなげろにされてまいりました。その結果、道徳教育の軽視と相まって、他を思いやる心、社会や国を大切に

する心が見失われ、利己主義、享楽主義が蔓延するなど、日本人としてのアイデンティティーを完全に見失うという精神的混乱に陥っております。このままでは、二十一世紀日本に未来はありません。

最後に、我が国における国旗・国歌のあり方については、それを法律で定めるべきものであるかどうか、日の丸・君が代が国旗・国歌としてふさわしいものかどうかを初めとする、数多くの重要な論点について、広く国民的議論をその合意を得るまで行い、その上で慎重に検討すべきであることを申し上げ、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 三沢淳君。

(三沢淳君登壇)

○三沢淳君 自由党の三沢淳でございます。

私は、自由党を代表して、政府提出の国旗及び国歌に関する法律案に賛成し、民主党提出の同法案に対する修正案に反対の討論を行います。(拍手)

政府案に賛成する第一の理由は、国旗・国歌の法制化により、自立した責任ある国家日本の精神的基盤を築くこととあります。

世界において、国家を構成せず、国家に所属しないいかなる個人もなく、民族もありません。世界の人々は、当然のこととして自分の国を愛し、

誇りを持っております。自由主義の発展も、民主主義の発展も、また人権の擁護も、健全な愛国心に支えられてこそ可能であります。

我が国においては、戦前の軍国主義の反省から、愛国心イコール偏狭なナショナリズム、反動として敵視され、国家形成の基本であり人格形成の基本である国民の愛国心の涵養がなげろにされてまいりました。その結果、道徳教育の軽視と相まって、他を思いやる心、社会や国を大切に

する心が見失われ、利己主義、享楽主義が蔓延するなど、日本人としてのアイデンティティーを完全に見失うという精神的混乱に陥っております。このままでは、二十一世紀日本に未来はありません。

最後に、我が国における国旗・国歌のあり方については、それを法律で定めるべきものであるかどうか、日の丸・君が代が国旗・国歌としてふさわしいものかどうかを初めとする、数多くの重要な論点について、広く国民的議論をその合意を得るまで行い、その上で慎重に検討すべきであることを申し上げ、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 三沢淳君。

(三沢淳君登壇)

私は、自由党を代表して、政府提出の国旗及び国歌に関する法律案に賛成し、民主党提出の同法案に対する修正案に反対の討論を行います。(拍手)

政府案に賛成する第一の理由は、国旗・国歌の法制化により、自立した責任ある国家日本の精神的基盤を築くこととあります。

世界において、国家を構成せず、国家に所属しないいかなる個人もなく、民族もありません。世界の人々は、当然のこととして自分の国を愛し、

誇りを持っております。自由主義の発展も、民主主義の発展も、また人権の擁護も、健全な愛国心に支えられてこそ可能であります。

我が国においては、戦前の軍国主義の反省から、愛国心イコール偏狭なナショナリズム、反動として敵視され、国家形成の基本であり人格形成の基本である国民の愛国心の涵養がなげろにされてまいりました。その結果、道徳教育の軽視と相まって、他を思いやる心、社会や国を大切に

する心が見失われ、利己主義、享楽主義が蔓延するなど、日本人としてのアイデンティティーを完全に見失うという精神的混乱に陥っております。このままでは、二十一世紀日本に未来はありません。

最後に、我が国における国旗・国歌のあり方については、それを法律で定めるべきものであるかどうか、日の丸・君が代が国旗・国歌としてふさわしいものかどうかを初めとする、数多くの重要な論点について、広く国民的議論をその合意を得るまで行い、その上で慎重に検討すべきであることを申し上げ、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 三沢淳君。

(三沢淳君登壇)

私は、自由党を代表して、政府提出の国旗及び国歌に関する法律案に賛成し、民主党提出の同法案に対する修正案に反対の討論を行います。(拍手)

政府案に賛成する第一の理由は、国旗・国歌の法制化により、自立した責任ある国家日本の精神的基盤を築くこととあります。

世界において、国家を構成せず、国家に所属しないいかなる個人もなく、民族もありません。世界の人々は、当然のこととして自分の国を愛し、

誇りを持っております。自由主義の発展も、民主主義の発展も、また人権の擁護も、健全な愛国心に支えられてこそ可能であります。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立少数。よって、修正案は否決されました。

次に、本案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

投票総数 四百八十九

可とする者(白票)

否とする者(青票)

(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 右の結果、国旗及び国歌に関する法律案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

国旗及び国歌に関する法律案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍 晋三君 相沢 英之君
逢沢 一郎君 愛知 和男君
赤城 徳彦君 浅野 勝人君

麻生 太郎君 甘利 明君
荒井 広幸君 井奥 貞雄君
伊藤 公介君 伊藤 達也君
伊吹 文明君 飯島 忠義君
池田 行彦君 石川 要三君
石崎 岳君 石破 茂君
石原 伸晃君 稲垣 実男君
稲葉 大和君 今井 宏君
今村 雅弘君 岩下 栄一君
岩永 峯一君 植竹 繁雄君
白井日出男君 江口 一雄君
江渡 聡徳君 江藤 隆美君
衛藤征士郎君 衛藤 晟一君
遠藤 武彦君 遠藤 利明君
小川 元君 小此木八郎君
小里 貞利君 小澤 潔君
小野 晋也君 小野寺五典君
小淵 恵三君 尾身 幸次君
越智 通雄君 大石 秀政君
大島 理森君 大野 松茂君
大野 功統君 大原 一三君
大村 秀章君 太田 誠一君
岡部 英男君 奥田 幹生君
奥谷 通君 奥野 誠亮君
奥山 茂彦君 加藤 紘一君
加藤 卓二君 嘉数 知賢君
梶山 静六君 粕谷 茂君
金子 一義君 金田 英行君
亀井 静香君 亀井 久興君
亀井 善之君 鴨下 一郎君
川崎 二郎君 河井 克行君
河村 建夫君 瓦 力君

木部 佳昭君 木村 隆秀君
木村 勉君 木村 義雄君
岸田 文雄君 岸本 光造君
北村 直人君 久間 章生君
久野統一郎君 鯨岡 兵輔君
熊谷 市雄君 熊代 昭彦君
倉成 正和君 栗原 博久君
栗原 裕康君 小泉純一郎君
小坂 憲次君 小島 敏男君
小杉 隆君 小林 興起君
小林 多門君 古賀 誠君
古賀 正浩君 河野 太郎君
河野 洋平君 河本 三郎君
高村 正彦君 左藤 恵君
佐田玄一郎君 佐藤 孝行君
佐藤 静雄君 佐藤 信二君
佐藤 剛男君 佐藤 勉君
齐藤斗志二君 坂井 隆憲君
坂本 剛二君 坂上 善秀君
桜井 郁三君 桜井 新君
櫻内 義雄君 桜田 義孝君
笹川 堯君 自見庄三郎君
塩谷 立君 実川 幸夫君
島村 宜伸君 下地 幹郎君
下村 博文君 白川 勝彦君
新藤 義孝君 菅 義偉君
杉浦 正健君 杉山 憲夫君
鈴木 俊一君 鈴木 恒夫君
鈴木 宗男君 砂田 圭佑君
関谷 勝嗣君 園田 修光君
田中 和徳君 田中 昭一君
田中真紀子君 田邊 國男君

田野瀬良太郎君 田村 憲久君
高市 早苗君 高島 修君
高橋 一郎君 滝 実君
竹本 直一君 武部 勤君
橋 康太郎君 棚橋 泰文君
谷 洋一君 谷垣 禎一君
谷川 和穂君 谷畑 孝君
玉沢徳一郎君 近岡理一郎君
中馬 弘毅君 津島 雄二君
戸井田 徹君 中川 秀直君
中川 昭一君 中谷 元君
中曾根康弘君 中村正三郎君
中野 正志君 中山 利生君
中山 太郎君 中山 正暉君
中山 成彬君 長勢 甚遠君
仲村 正治君 西川 公也君
丹羽 雄哉君 額賀福志郎君
西田 司君 能勢 和子君
根本 匠君 野中 広務君
野田 聖子君 葉梨 信行君
野呂田芳成君 萩山 教蔵君
萩野 浩基君 蓮実 進君
橋本龍太郎君 林田 彪君
浜田 靖一君 原田昇左右君
原 健三郎君 原田 仁君
原田 義昭君 平沼 赳夫君
平沢 勝栄君 深谷 隆司君
平林 鴻三君 福永 信彦君
福田 康夫君 藤波 孝生君
藤井 孝男君 藤本 孝雄君
藤本 孝雄君 二田 孝治君
船田 元君 古屋 圭司君

保利 耕輔君	穂積 良行君	石井 一君	上田 清司君	河上 覃雄君	神崎 武法君	松浪健四郎君	三沢 淳君
細田 博之君	堀内 光雄君	岡田 克也君	奥田 健君	木村 太郎君	北側 一雄君	吉田 幸弘君	米津 等史君
堀之内久男君	牧野 隆守君	鹿野 道彦君	鍵田 節哉君	旭道山和泰君	久保 哲司君	鰐淵 俊之君	笹木 竜三君
増田 敏男君	町村 信孝君	川内 博史君	川端 達夫君	草川 昭三君	倉田 栄喜君	園田 博之君	武村 正義君
松岡 利勝君	松下 忠洋君	神田 厚君	北橋 健治君	佐藤 茂樹君	斎藤 鉄夫君	栗屋 敏信君	栗本慎一郎君
松永 光君	松本 和那君	熊谷 弘君	玄葉光一郎君	坂口 力君	白保 台一君	土屋 品子君	中村喜四郎君
松本 純君	三ツ林弥太郎君	木幡 弘道君	古賀 一成君	田端 正広君	谷口 隆義君	渡部 恒三君	
三塚 博君	御法川英文君	今田 保典君	佐藤 敬夫君	富沢 篤紘君	富田 茂之君	赤松 広隆君	伊藤 忠治君
水野 賢一君	宮腰 光寛君	島 聡君	島津 尚純君	中野 篤君	並木 正芳君	池田 元久君	
宮澤 喜一君	宮路 和明君	城島 正光君	仙谷 由人君	西 博義君	西川 知雄君	家西 悟君	池田 元久君
宮下 創平君	宮島 大典君	田中 慶秋君	田中 甲君	東 順治君	平田 米男君	池端 清一君	石毛 鏌子君
宮本 一三君	武藤 嘉文君	高木 義明君	玉置 一弥君	福島 豊君	福留 泰蔵君	石橋 大吉君	岩國 哲人君
村井 仁君	村岡 兼造君	榎床 伸二君	中川 正春君	冬柴 鐵三君	前田 正君	岩田 順介君	上原 康助君
村上誠一郎君	村田敬次郎君	中野 寛成君	中山 義活君	榎屋 敬悟君	丸谷 佳織君	生方 幸夫君	枝野 幸男君
村田 吉隆君	村山 達雄君	永井 英慈君	羽田 孜君	宮地 正介君	山中 輝子君	小沢 鋭仁君	大畠 章宏君
目片 信君	持永 和見君	畑 英次郎君	鳩山由紀夫君	若松 謙維君	安倍 基雄君	海江田万里君	金田 誠一君
望月 義夫君	森 敏充君	平野 博文君	藤田 幸久君	青木 宏之君	青山 丘君	河村たかし君	菅 直人君
森 英介君	森 喜朗君	藤村 修君	古川 元久君	東 祥三君	井上 一成君	北村 哲男君	桑原 豊君
森田 健作君	森田 一君	堀込 征雄君	前田 武志君	井上 喜一君	江崎 鐵磨君	小沢 忠正君	小林 守君
森山 眞弓君	八代 英太君	松崎 公昭君	松沢 成文君	岩浅 嘉仁君	岡島 正之君	五島 正規君	近藤 昭一君
矢上 雅義君	谷津 義男君	吉田 治君	吉田 公一君	小沢 一郎君	加藤 六月君	佐々木秀典君	佐藤謙一郎君
保岡 興治君	柳沢 伯夫君	渡辺 周君	青山 二三君	小池百合子君	加藤 六月君	坂上 富男君	末松 義規君
柳本 卓治君	山口 俊一君	赤羽 一嘉君	赤松 正雄君	塩田 晋君	塩田 晋君	辻 一彦君	土肥 隆一君
山口 泰明君	山崎 拓君	井上 義久君	池坊 保子君	佐々木洋平君	佐々木洋平君	中桐 伸五君	中沢 健次君
山下 徳夫君	山中 貞則君	石井 啓一君	石垣 一夫君	塩田 晋君	塩田 晋君	中桐 伸五君	鉢呂 吉雄君
山本 公一君	山本 幸三君	石田 勝之君	石田幸四郎君	武山百合子君	武山百合子君	原口 一博君	日野 市朗君
山本 有二君	与謝野 馨君	市川 雄一君	上田 勇君	中井 治君	中井 治君	肥田美代子君	福岡 宗也君
横内 正明君	吉川 貴盛君	漆原 良夫君	遠藤 乙彦君	中村 鋭一君	中村 鋭一君	細川 律夫君	前原 誠司君
吉田六左門君	米田 建三君	遠藤 和良君	小沢 辰男君	西川太一郎君	西川 猛君	松本 惟子君	松本 龍君
渡辺 具能君	渡辺 博道君	大田 善徳君	大野由利子君	西野 陽君	西野 陽君	山本 孝史君	横路 孝弘君
渡辺 喜美君	綿貫 民輔君	太田 昭宏君	近江巳記夫君	西村 眞悟君	西村 眞悟君	山本 孝史君	横路 孝弘君
安住 淳君	伊藤 英成君	長内 順一君	河合 正智君	藤井 裕久君	二見 伸明君	石井 郁子君	大森 猛君

否とする議員の氏名

金子 満広君	木島日出夫君
児玉 健次君	穀田 恵二君
佐々木恵昭君	佐々木陸海君
志位 和夫君	瀬古由起子君
辻 第一君	寺前 巖君
中路 雅弘君	中島 武敏君
中林よし子君	春名 真章君
東中 光雄君	平賀 高成君
不破 哲三君	藤木 洋子君
藤田 スミ君	古堅 実吉君
松本 善明君	矢島 恒夫君
山原健二郎君	吉井 英勝君
伊藤 茂君	北沢 清功君
知久馬三子君	辻元 清美君
土井たか子君	中川 智子君
中西 績介君	畠山健治郎君
濱田 健一君	深田 肇君
保坂 展人君	前島 秀行君
村山 富市君	横光 克彦君

産業活力再生特別措置法案(内閣提出)及び起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案(中野寛成君外四名提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、産業活力再生特別措置法案及び中野寛成君外四名提出、起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。通商産業大臣と謝野馨君。

(國務大臣と謝野馨君登壇)
○國務大臣(与謝野馨君) 産業活力再生特別措置

法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国経済を自律的な成長軌道に乗せるためには、需要面での対策のみならず、経済の供給面の体質強化に取り組むことが不可欠であります。かかるに、我が国経済の供給面における現状を見ますと、経済の潜在的な成長力を大きく左右する生産性の伸び率が近年大きく低下しており、国際的に見てもOECD加盟国の平均を下回るなど、憂慮すべき状況にあります。

その最大の原因は、我が国企業の多くが、効率性の低い設備、負債等を抱え、収益性を低下させていること、さらには、失業率が依然高水準にあること等に見られるように、景気低迷の長期化に伴い、労働や技術などの経営資源が有効に活用されていない状況が生じていることにあります。加えて、国際的産業再編の進展、資本市場による企業の評価の一層の厳格化、会計基準の国際基準への変更など、企業を取り巻く環境が一層厳しくなっており、こうした状況を早急に打開する必要があります。

そのためには、各事業主体がその営む事業についての選択と集中を進め、経営資源を生産性の高い分野に重点的に投入することを円滑化するとともに、創業や中小企業者による新事業開拓に対する支援を抜本的に強化することにより、十分活用されていない経営資源の発掘と有効利用を図ることが不可欠であります。

さらに、事業者が新たな事業の種となる技術に関する経営資源を最大限活用できるような事業環境を整備することにより、事業者による研究活動の活性化を図ることも、我が国の生産性の向上に

とって極めて重要であります。

以上のような認識のもと、我が国の生産性向上のための一連の施策を講じ、我が国産業の活力の速やかな再生を実現するため、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、事業者が選択と集中を進めるために行う合併、分社化等の組織再編や、新商品の開発等を事業再構築としてとらえ、その円滑化のための措置を講ずることとしております。

具体的には、事業再構築に係る計画について、主務大臣の認定を受けた者に対し、会社の設立等に際しての検査役の調査、一定の要件を満たす子会社の取締役や使用人に対するストックオプションの付与、営業の全部譲り受け等について商法上の特別措置を講ずるとともに、金融、税制面からの支援を行うこととしております。あわせて、事業再構築によっても活用できない経営資源を有効に活用して事業を行う者に対しても、支援措置を講ずることとしております。

第二に、創業者及び新事業の開拓を行う中小企業者に対して、信用保証制度の拡充、都道府県による無利子融資制度の拡充などの金融支援措置を講ずるとともに、行政機関や中小企業支援団体によるソフト面からの支援、官公需における配慮等の措置も設けることとしております。

第三に、技術に関する研究活動を活性化し、及びその成果を効率的に活用することを促進するため、国等の委託研究開発から生じる特許権等を受託者に帰属させることを可能とするともに、大学における研究成果の民間事業者への移転を促進するため、大学技術移転機関に対する特許料の減

免等の措置を講ずることとしております。

なお、このような新たな制度が施行されることにあわせて、現行の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法を廃止することとし、所要の経過措置を講ずるものとしております。

以上が、本法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 提出者松沢成文君。

(松沢成文君登壇)

○松沢成文君 民主党の松沢成文でございます。私は、ただいま議題となりました起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案について、民主党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

今、我が国は深刻な長期不況に陥り、国民は不安な気持ちで毎日を送っております。ことし一三月の国内総生産はプラス成長となりましたが、本物の景気回復と言えるものではありません。雇用情勢は依然として厳しい状況が続いております。

長い好景が続いている米国においては、八〇年代後半以降、失業率が一貫して二%を超える高い水準を維持してきました。他方、我が国では、廃業率が開業率を上回る傾向が続いております。民主党は、国民にビジネスチャンスが十分与えられ、容易に新規企業を起こすことのできる社会の建設こそが、政治に課せられた最重要課題の一つであると確信をしております。

民主党は、およそ四十項目のメニューから成るデモクラット起業家倍増プラン99を提唱しております。その中から今日の課題である重要項目を選び、第一段階として法案を取りまとめることとい

たしました。私たちの法案は、新規雇用を創出し、活力ある経済社会を構築するためには、個人による創業、新技術の企業化、新たな事業の創出を推進することが重要であることにかんがみ、起業家支援を一層強化することを主たる目的としております。

以下、法案の概要を説明いたします。

私どもの法案は、大きく分類して四つの柱から成っております。

第一の柱は、新事業創出促進法の一部改正による女性起業家に対する支援策であります。

女性による創業等を促進し、女性に対してその機会が均等に確保されるようにするため、資金調達の円滑化に資するための措置などを講ずるよう、国に対して責務を課すことといたしました。また、国や公庫等に対して、物品等または役務の調達のための契約を締結する際には、女性起業家に配慮して受注の機会の増大を図るよう努めるべき責務を課しております。

第二の柱は、新事業創出促進法の一部改正による本格的なSBIIR制度、つまりハイテク中小企業多段階支援制度の確立であります。

特定補助金についての通商産業大臣の総合調整的役割を高め、申請の手続の簡素化を図るなど、SBIIRをより機動的で、国民にとって利用しやすい制度に充実させることとします。また、特定補助金の研究成果を利用した新商品、新技術開発等を推進する措置を盛り込み、さらには、国や公庫などが、物品等または役務の調達の際に特定補助金等の成果利用につながるように配慮すべきとの義務を明記しております。

情報公開法が成立したことも関連し、私たち

は、制度の公正化、透明化に重点を置くこととし、特定補助金を受けられなかった人に対しては、はつきりとした理由を示すという条項を盛り込みました。

以上の施策を推進するとともに、実験段階、試作品、商業化、政府調達と段階に及ぶ本格的なSBIIR制度の確立に努めていきたいと考えております。

第三の柱は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転に関する法律の一部改正による、国立大学等の教官が民間企業等の役員を兼務できるように措置を講ずることとあります。

任命権者である文部大臣等の許可が得られれば、国立大学の教員等が、研究成果を生かして技術移転機関、いわゆるTLOの役員や民間事業者の役員を兼務できることといたしました。

第四の柱は、租税特別措置法の一部改正によるベンチャー企業支援税制の抜本的強化であります。

ストックオプション税制につきましては、権利行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税限度額を現行の一千万円から三千万円に引き上げるとともに、待機期間を現行の二年から一年に短縮いたします。

また、新規に上場または店頭登録された株式等に係る譲渡所得については課税の特例が設けられていますが、要件とされている保有期間を現行の三年から二年に短縮するとともに、課税対象とされる部分の割合を現行の二分の一から五分の一に引き下げることにいたします。

いわゆるエンゼル税制に関しては、特定中小企

業者に該当する株式会社株式の譲渡損失をほかの所得からも三年間繰り越して繰越控除ができることとし、その限度額を三千万円と定めます。

以上が、起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。今後の国会審議における議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。趣旨説明を終わります。(拍手)

産業活力再生特別措置法案(内閣提出)及び起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案(中野寛成君外四名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。岩浅嘉仁君。

〔岩浅嘉仁君登壇〕

○岩浅嘉仁君 私は、自由民主党並びに自由党を代表して、ただいま議題となりました産業活力再生特別措置法案について質問いたします。

戦後我が国は、重厚長大産業を初めとする基幹産業に対し、税制、金融等あらゆる分野で手厚い保護を与え、その育成を図ることによって高度成長を遂げてまいりました。これは、官主導、行政主導による効率性重視の経済政策でありました。この日本型経済システムが行き詰まりを迎え、未来への発展に対する本質的な障害となっておりま

す。経済主体を本来的な意味で民間中心に変革するため、フリー、フェア、オープンな社会を構築しなければなりません。

我が国産業が構造改革を迫られている背景に

は、これらのほかにも、急速に進展する経済のグローバル化、少子高齢化があり、バブル期の負の遺産ともいえるべき過剰債務、過剰人員、過剰設備等の解消が重要な課題となっております。人、物、金を生産性の低い分野から高い分野へ円滑に移行させること、あわせてその受け皿として二十一世紀の日本を担う新たな産業を育成しなければなりません。

今回提出された産業活力再生法案は、政府関係部局の昼夜を分かたぬ努力のたまものではありますが、これを第一歩として、引き続き抜本的構造改革に取り組まねばなりません。産業構造改革が必要な時代背景と、目指すべき社会についての総理大臣の基本的な御所見をまずお伺いいたします。

申すまでもなく、我が国の最大の政治課題は、不況からの脱出、産業の再生、活性化であります。帝国データバンクが去る七月十四日に発表した九九年上半期の全国企業倒産件数は、約七千件と、前期比二二・二％減となりました。負債総額で見ると、九兆一千七百億円で二・三％増という厳しい数字となっております。半期ベースでは、過去最高記録を更新いたしました。このまま推移すれば、ことしの企業倒産は、負債総額で戦後最悪になる可能性が大きくなってまいります。

こうした状況の中で、小沢総理のリーダーシップにより、本来次期通常国会に提出を予定していた緊急雇用対策、産業競争力強化対策を今国会中に成立させるべく大車輪で準備をし、本日の衆議院本会議にこぎつけられました。総理の並々ならぬ熱意に深く敬意を表するものであります。緊急措置として打ち出されるこの対策が、我が国産業

の活性化、中小企業の来世紀に向けた新たな発展に展望を開くものになるよう期待しつつ、質問を続けてまいります。

この法案は、低迷する生産性、下落を続ける国際競争力、深刻化する過剰債務など、産業界の厳しい現状を打開するための方策として、今後二、三年をかけて、事業再構築に向けて努力する企業に対し、主務大臣が認定した事業再構築計画のとり、商法の特例措置、債務の株式化のための環境整備、ストックオプション付与の対象及び上限の拡大、金融、税制上の措置などを講じようとするものでありますが、果たしてこれらの対策がどのように有効に機能して、生産設備の革新並びに経営手法の改革、ひいては企業の再生に寄与していくものになるのか、通産大臣の御見解をお聞かせください。

もとより、この再構築支援制度は、大企業のみを優遇するものであつてはなりません。自由党は、政府案決定に際して注文をつけ、その結果「国は、活力ある中小企業者の事業再構築が我が国産業の活力の再生を実現するために重要な役割を果たすことにかんがみ、その円滑な実施のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。」という条文が新たに追加されることになりました。

政府は、今後、この趣旨ののつとて、中小企業の事業再構築に向けた格段の支援措置を講じていくべきであると考えますが、総理並びに通産大臣の御決意を承りたいのであります。

また、各計画の認定に当たっては、その基準の客観性、公平性に万全を期すべきであると考えますが、通産大臣はいかがお考えでしょうか。

私は四国徳島に在住をいたしております。四国の経済はよくジャンボジェット機の後輪に例えられます。つまり、景気が悪くなるときは全国レベルより着地が早く、逆に、よくなるときには一番最後になるということでありま。本法案が厳しい状況にある地方経済の活性化にいかん資するものであるのか、また、経営資源活用新事業計画の認定について都道府県の自主性を最大限尊重することが重要と考えますが、通産大臣の御所見をお伺いいたします。

最後に、新たにこれらの対策を講じることにより雇用創出にどのような効果をもたらすことになると考えておられるのか、労働大臣にお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 岩浅嘉仁議員にお答え申し上げます。

産業構造改革につきましてもお尋ねでありました。

国際的な大競争時代が到来し、経済の成熟化や少子高齢化が進む中、これまでの我が国の経済成長を支えてきたさまざまな仕組みが、残念ながらほころびを示していることがその背景にございます。こうした中、我が国の事業環境を国際的に遜色ないものに、我が国経済が自律的に発展していくため、新事業の創出や生産性向上などによって経済の供給サイドの体質強化を図る経済構造改革を進め、活力ある経済社会を創造することが重要であると考えております。

中小企業の事業再構築に向けた支援措置についてのお尋ねでありました。

中小企業者の事業再構築計画を円滑化すること

は、まさに岩浅議員が御指摘されるように、我が国産業活力の再生のために極めて重要であると認識をいたしております。このため、政府としては、御指摘の条文の趣旨を十分に踏まえ、中小企業については、施策の総合的かつ効果的な推進に努めてまいりてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣与謝野馨君登壇)

○国務大臣(与謝野馨君) 岩浅議員にお答えいたします。

本法案の効果についてのお尋ねであります。本法案は、内外の厳しい経済環境の中、我が国経済の中長期的なトレンドを決するとも言える供給面における競争力が、バブル期後大きく落ち込んでいるという現状を踏まえ、我が国経済全体の生産性を抜本的に改善していくことを目的とするものであります。

このため、民間企業が、御指摘の生産設備の革新、経営手法の改革等を含む事業再構築に真剣に取り組むような環境を整備するための総合的な施策を講ずることとしております。これらの施策を講ずることにより、事業者自身がみずからの構造改革や事業革新に真剣に取り組むこととなれば、本法案の所期の目的が達せられ、我が国産業活力の早期再生が図られるものと考えております。

次に、政府は中小企業の事業再構築に向けた格段の支援措置を講ずべきであるとの御指摘ですが、本法案では、自由党のお考えを十分に踏まえ、中小企業者の事業再構築が円滑に実施されるよう、政府として十分な配慮を行う旨の明確な規定を設けたところであります。本規定の趣旨を十

分に踏まえ、我が国産業活力の源泉である中小企業者の事業再構築に対して、本法に基づく支援措置を初め、必要な施策が総合的かつ効果的に適用されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、事業再構築計画の認定基準についての御質問ですが、客観的な指標を設け、恣意性のない透明な運用を行ってまいりたいと考えております。指標の策定に当たっては、経済実態や専門家の意見を踏まえつつ、関係省庁間で十分協議を行うとともに、パブリックコメントを募集する手続を経た上で作成し、これを公表する考えであります。

次に、本法案の地方経済への影響についての御質問ですが、本法案では、第一に事業者による事業再構築の円滑化、第二に創業や中小企業者による新事業開拓、第三に研究開発の活性化を支援するものであり、これらの施策は特に地域性を有するものではなく、全国の事業者等に等しく適用されます。したがって、本法案は、地域における経営資源の有効活用を通じ、地域の産業活力再生にも大いに寄与するものと考えております。

また、本法案における中小企業の経営資源活用新事業計画の認定については、最低限の要件を法定することとどめ、都道府県の自主性を最大限尊重することとしております。

以上です。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇)

○国務大臣(甘利明君) 緊急雇用対策及び産業競争力強化策による雇用創出効果についてのお尋ねであります。

緊急雇用対策におきましては、従来からの雇用の維持安定を中心とした対策に加えまして、雇用

機会の創出を最大の柱とし、厳しい雇用情勢の影響を強く受けている中高年の非自発的失業者等を重点に、七十万人を上回る規模を対象とした雇用・就業機会の増大策を実施することといたしております。

また、産業競争力強化策につきましては、雇用創出効果の高い創業等への支援策も盛り込んでおりまして、緊急雇用対策と相まって、経済活力再生と、それを通じた良好な雇用機会の創出を実現するものと考えております。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(渡部恒三君) 渡辺周君。

(渡辺周君登壇)

○渡辺周君 私、民主党を代表して、ただいま議題となりました起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案について提出者に、産業活力再生特別措置法案について総理及び関係大臣に質問いたします。

我が国産業界は、バブルの傷跡の中で産業構造の転換を余儀なくされ、大きな閉塞感と将来に対する不安感に満ちております。国民が将来への確信と希望を持つためには、従来我が国経済をリードしてきた大企業のみならず、将来に無限の可能性を持つ中小企業や、これから事業を起こされる方々への支援策を早急に構築することが急務であります。

このような意味で、今回、創業及び中小企業者による新事業開拓の支援を内容とする議員提案、政府案が並行して審議されることは、複数の案を国民に対して提示し、国民の評価の中で、よりよい成案を得ていくために非常に有意義なことであ

ると考えます。

まず初めに、民主党案について質問をいたします。

昨年八月、我が党は、雇用・新産業育成プロジェクトチームを設けて研究、検討を重ね、多くの専門家の協力と指導をいただき、体系的な政策を盛り込んだデモクラット起業家倍増プラン99を取りまとめました。今回はその一部が法案として提出されたものでありますが、まずお尋ねしたいのは、起業家精神の涵養についてであります。

スイスの経営開発国際研究所が、二百八十八の評価項目に基づき毎年発表している世界競争力報告によれば、一九八九年から九三年まで世界一の競争力を有するとして評価されてきた我が国が、現在では第十六位と、その凋落ぶりは大変に際立っており、とりわけ起業家精神において、報告対象となっている四十七カ国すべての中で、日本は最下位にとどまっております。大変残念なことと言わざるを得ません。

これは、制度のおくれや画一化教育の弊害など、さまざまな要因が挙げられますけれども、法案の成立とあわせて、国民の起業家精神を育てていく重要性について提出者はどうお考えか、まずは御見解を伺います。

続いての質問は、女性起業家に対する支援についてであります。

総務庁の統計によれば、我が国の雇用者に占める開業希望者は、男性で二五・七％、女性で六・七％と男女間で大きな開きがあり、実際の開業者も四十歳前後の男性に集中しております。一方、アメリカを見てみますと、一九九六年現在で、女性起業家は八百万社を超え、全米の会社の三六％

を占めております。日本の現状では、起業の絶対数に限度があることは明らかであり、女性起業家の育成は今後の経済社会において一層重要な意味を持つことになると考えますが、提出者のお考えはいかがでしょうか、御所見を伺います。

質問の第三は、S B I R制度の充実についてであります。

昨年、新事業創出促進法が成立し、いわゆる日本版のS B I R制度が一応スタートしましたが、制度としては質、量ともに不十分と言わざるを得ません。また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律においては、補助金の交付が決まった際、申請者に通知しなければならぬ旨が定められておりますが、補助金が交付されない人への規定は盛り込まれておりません。

民主党案では、申請手続の簡素化を促進すること、交付されなかった申請者へはつきり理由を示すことなどの措置が盛り込まれており、高い評価に値するのではないかと考える次第であります。

今後、S B I Rだけでなく、補助金すべてについて、交付されなかった人に明確な理由が示されるような仕組みを確立すべきと考えますが、お考えはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

質問の第四は、国立大学等の教官の民間企業等への役員兼務解任についてであります。

政府はこの問題について対応を先送りしておりますけれども、民主党案ではこれを解禁することとなっております。理科系の教官だけを対象にしておりますが、先般問題となりました前橋大学教授中谷巖氏のソニー役員就任のようなケースは適用にならないのかと考える次第であります。この点についての説明を求めるものであります。

続いては、ベンチャー支援税制の抜本的強化についてであります。

今、ビジネスは国境を越え、世界的規模で動いております。金融改革や税制改革で対策を後手後手に回せば、一夜にしてマネーや株式が日本から逃げていくという可能性も否定できません。とりわけベンチャー税制についてはそのタイミングが重要と考えられるわけでありまして、提出者のお考えはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

最後の質問は、法案成立の見通しについてであります。

この法案は民主党単独の提出となりましたが、新規事業、ベンチャー企業育成については与野党の垣根を越えて推進すべきものであり、どの政党もベンチャー育成には熱心に取り組んでいると確信をするものであります。今国会は議員提出法案が多数成立しており、ものづくり基本法に続き、この起業家支援法も成立させて、日本経済再生のために重ねて政治がリードしていくべきと考えますが、法案の成立の決意と見通しについてお聞かせ願いたいと存じます。

次に、政府提出、産業活力再生特別措置法案について質問いたします。

政府案も民主党の起業家支援法案も方向性を一つにするものであると考えられますが、事業再構築計画を事業者に策定させ、主務大臣が認定すれば事業者が支援措置を講じるという法案の具体的な部分については、懸念される事項も多いと言わざるを得ません。政府がお墨付きを与えた事業者のみ支援措置を講じるという枠組み自体が、官庁の権益を増大させ、癒着を温存し、恣意的に法

が運用されるという印象は否めません。この点についての総理、通産大臣の御答弁をいただきたいと存じます。

今必要な政策は、普遍的な競争ルール確立や税制改正の実施であり、欠損金の繰越制度については、米国で二十年、イギリスやドイツでは無制限で、原則すべての企業に適用されております。だとすれば、日本でも同じ制度の導入を考えるべきではないでしょうか。それを、機械装置、建物の廃棄だけに絞って、しかも認定事業者だけに適用するというのは、度量が狭いと言わざるを得ません。総理、通産大臣の見解を求めます。

さらに、この法案については、経営責任を明確にせず、企業による労働者のリストラを促進するいわゆるリストラ首切り法案ではないかとの不安も広がっており、これを払拭するためにも、法案の目的に雇用安定確保をはっきり記すとともに、事業再構築計画の実施に当たって、雇用や労働条件に影響を与える場合には、労働組合、労働者側と協議を行うことを明確化するなどの措置を盛り込むべきであります。

さらに、債務の株式化が経営のモラルハザードにつながるのではないよう、また、株式取得による一連の事業継続への支援、分社化の特例等が勤労者いじめにつながる企業整理に悪用されないような歯どめが必要であります。

私たちは、事業再構築計画の認定、認定事業者への支援措置という枠組みそのものに批判的な見解を持っており、こうした枠組みをつくるのであれば、経営責任の明確化を絶対条件にするべきであります。パブルに踊った経営の責任は見逃され、まじめに働いてきた勤労者にリストラのしわ

寄せが促進されることが許されてはならないのであります。

以上の点について、総理並びに通産大臣の明かな御所見を求めます。

また、法案には、公正取引委員会との連絡調整に関する事項という部分の趣旨が不明であり、公正取引委員会は当惑しているとの情報も漏れ伝わってきております。これらの点についても、総理、通産大臣の答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 渡辺周議員にお答え申し上げます。

まず、政府による計画認定には問題があるとの御指摘でございますが、本法律における計画認定は、法令に定める基準に照らし、計画が各種支援を適用するのにふさわしいものかを確認するために必要なものであります。計画の認定に際しましては、客観性のある基準に基づいた透明な運用を図ってまいりたいと考えております。

次に、欠損金の繰越制度についてのお尋ねに關しましては、今回の税制改正は、我が国産業活力の再生の速やかな実現に資するため、税制上の措置を講ずるものでありますが、我が国と諸外国の制度では、帳簿の保存期間、除斥期間、举证責任といった基本的な法制が異なっており、同一に論ずることはできず、また、制度の適用対象につきましては、法目的から、全くの任意で一般的に行われるような設備廃棄を対象とすることは適当でないと考えます。

雇用の安定及び労働組合等との協議に係る措置についてお尋ねがございましたが、事業再構築を行

おうとする事業者が、その労働者の雇用の安定等に努めるべきことは当然であります。そこで、本法案につきましても、雇用の安定等に配慮する旨を目的に明記するとともに、事業再構築を労働者の理解と協力を得つつ行うよう努めることを認定事業者の責務として規定するなど、労働者に十分配慮した内容としておるところであります。

経営のモラルハザードや企業整理への悪用のおそれについてお尋ねがありますが、債務の株式化については、利害の対立する債権者との合意のもとに実行されるものであり、株式取得による事業継続への支援等につきましても、雇用の安定等に配慮しつつ講じることとしており、御指摘のような懸念は当たらないと考えます。いずれにせよ、政府としては、これらの措置が経営のモラルハザードや企業整理への悪用のおそれにつながらないよう、本法律を運用してまいる所存であります。

最後に、経営責任の明確化についてのお尋ねがありました。今回の事業再構築計画に係る認定事業者への支援措置は、生産性の向上に向けて、既存の中核的事業の拡大や、新たな商品や生産方式の導入など、将来に向けた経営上の努力を行う事業者に対して行うものであり、この法案において経営責任を問うことは適当でないと考えます。

また、公正取引委員会との連絡調整に関する規定は、認定された事業再構築計画に従って事業者が行う行為が、独占禁止法との関係で問題が生じないようにつくこと等を目的とした規定であり、御指摘の点は当たらないと考えます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣与謝野馨君登壇)

○国務大臣(与謝野馨君) 渡辺議員にお答え申し上げます。

まず、欠損金の繰越制度についての御質問ですが、ただいま総理大臣が御答弁をさせていただいたとおりでございます。

次に、雇用の安定等に係る規定についてのお尋ねでございますが、事業再構築を行うとする事業者が、雇用面にしわ寄せをしないよう、その従業員の雇用の安定等に努めるべきことは、言うまでもないことであります。

そこで、本法案においては、雇用の安定等に配慮する旨を目的に明記するとともに、事業再構築を実施する場合には、さらに、事業再構築計画の認定に際しても、従業員の状態を不当に害するものでないこととの条件を設け、雇用に影響がある場合には、労使間で十分に話し合いを行ったかどうか、労働者に対する配慮を十分に行って計画を実施しようというものであるかを確認することとしております。

次に、債務の株式化に伴う経営のモラルハザード、株式取得による一連の事業継続への支援、分社化の特例等が勤労者にしわ寄せするのではないかとのお尋ねであります。

債務の株式化につきましては、利害の対立する債権者との合意のもとに実行されるものであり、御指摘のような懸念は当たらないと考えております。また、株式取得による事業継続に係る支援対象を従業員等の意思に基づくものに限定するなど、事業再構築への支援措置については、雇用の安定等に配慮しつつ講じることとしております。いずれにせよ、政府としては、当該措置が経営のモラルハザード、勤労者いじめにつながらないよ

う、本法律を運用してまいる所存であります。
次に、経営責任の明確化についてのお尋ねであります。

本法案の事業再構築計画に係る措置は、負の遺産の救済を行うというのではなく、生産性のより高い分野への経営資源の移動を図り、選択と集中によって、あすを切り開こうとする事業者に対し、そのような前向きな取り組みの円滑化を図るものであります。また、具体的な支援措置の内容も、欧米諸国でも広く取り入れられている会社組織の見直し手続や税制措置であり、あくまでもグローバルスタンダードの範囲内のものであります。このような本法案の支援対象及び支援措置の内容にかんがみても、経営責任を問うのは適当でないと考えております。

また、公正取引委員会との連絡調整に関する規定は、認定された事業再構築計画に従って事業者が行う行為が独占禁止法との関係で問題が生じないよう、計画認定前及び計画認定後に、必要に応じて主務大臣が公正取引委員会との連絡調整を行う手続を定めたものであり、御指摘の点は当たらないと考えております。

以上です。(拍手)

(島津尚純君登壇)

○島津尚純君 渡辺周議員にお答えをいたしたいと存じます。

各施策の実施とともに、あわせて国民の起業家精神を育てていくことが重要ではないかとの質問がありました。私も全く同感であります。私どもの法案に盛り込んでいませんが、デモクラット起業家倍増プラン99には、起業家教育についての提言も多く打ち出しております。初等から大学に

至るまでの起業家教育を推進し、生徒が成功した起業家と接触する機会をふやしていくべきである、このように考えているところであります。

もちろん、起業家精神の涵養は、単に制度面のみから解決できる問題ではありません。どんなに制度が整いまして、社会に起業家を重んじる風土がなければ、私どもが打ち出している政策も画餅に終わってしまう可能性があります。若い人たちが、いたずらに公務員や大企業の社員ばかりを目指すのではなく、起業家にあこがれるような社会をつくりたいと考えているのであります。今回は、第一弾として法案を提出いたしました。今後は、国民の起業家精神を喚起する政策についてもさらに研究をしていく所存であります。

女性起業家を育成することは、今後の経済社会において一番重要な意味を持つことになるのではないかと御指摘がございましたが、まさに的を射た御質問と受けとめさせていただきたいと存じます。

憲法などにおいても男女平等は徹底されておりますが、現実には女性が起業することにはさまざまなハンディがあると考えております。金融機関からの融資が典型的な例でありますし、男性に比べると、一般論になりますが、女性はビジネスの経験も少ないと言えます。あくまでも機会均等の確立という観点から、女性による創業を支援することは重要な施策であります。

議員の御指摘のとおり、女性による起業は今後大きな可能性を秘めていると思います。これは将来の雇用創出にもつながる問題であり、国として積極的に支援をしていくべきである、このように考えておるところであります。もう一つの御指摘

であります。女性の感性を生かした新ビジネスへの支援も、未来の産業構造の基礎を築くこととなるものであると確信をいたしております。

しかし、私たちは、女性だからこの分野でなければならぬというような硬直的な発想に基づいているわけではありません。男性が主動的な立場を占めている部門においても、将来、女性起業家が活躍できるようところはたくさんあると考えてるのであります。いずれにせよ、議員が御指摘のように、男女共同参画社会基本法の実施とあわせまして、効果的に女性起業家支援を推進していきたい、このように考えているところであります。SBI R制度の充実についてのお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、申請手続の簡素化を促進すること、交付されなかった人へははっきり理由を示す措置を盛り込んだことは、情報公開を推進する民主党にふさわしい改革案と自負をいたしておるところであります。

SBI Rだけではなく、補助金すべてについて、交付されなかった人に明確な理由が示されるような仕組みを確立するべきであるとの質問でございますが、私も同じ考えを持っておるわけであります。しかし、起業家支援だけではなく、日本の行政制度全般にもかかわる問題でありますので、党のしかるべき機関で今後検討していくというところになると考えておるところであります。

以上でございます。(拍手)

(島津尚純君登壇)

○島津尚純君 渡辺周議員にお答えいたします。

いわゆる理科系の国立大学等の教員だけに民間企業等の役員兼務を認める仕組みとなっているこ

とについての質問がございました。

当面の措置としまして、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転に関する法律の一部改正という形で今回は仕組みをつくっております。今御指摘の、文科系も含めた広く国立大学の教員についての兼職の特例を認めるかどうかにつきましては、国立大学の教員の知識の活用、国立大学における教育研究の活性化等の見地から、別途検討すべき問題であると考えております。

税制改正についてでございますが、必要があれば、これは年に何度でも行うべきでありまして、ベンチャー税制につきましては、とりわけタイミングが重要との御指摘がございました。全くおっしゃるとおりでございます。それがゆえに、私たちは、年度の税制改正に先んじて、エンゼル税制の拡充など一連の措置を打ち出した次第でございます。

御指摘のとおり、現在のように世界の市場が一つになった時代においては、政策決定のおくれが取り返しのつかない影響を与える可能性もございします。政策決定の遅い国は、国際競争から取り残され、活力を失っていくおそれさえあります。今般、私どもが提唱しているベンチャー税制の強化も、一日も早く実施すべきものと位置づけております。

最後の質問でございます。法案成立の見通しについての御質問をいただきました。

私は、この法案成立につきましては、他党の協力がいただけるという楽観的な見通しを持っております。七月十四日、本院予算委員会の補正予算審議におきまして、政府や他の政党の皆様は、

我々の提言を含むベンチャー育成に積極的な姿勢を見せておられます。

自民党の委員の方の質問に、総理御自身、エンゼル税制の問題で通産省も非常に苦心をしておりますが、率直なことを申し上げますと、今アメリカでやっているようなものに比べますとまだまだ足りないのではないかと、もっと民間の資金が活用できるようにと、はつきりと述べられておられます。

先月のケルン・サミットのG8コミュニケーションでも、各国は、起業家精神及びイノベーションの促進の強化を図ることで合意しています。小淵総理も国際公約の実施に真剣に取り組まれるものと私は期待しております。

七月十四日の予算委員会の質問、公明党の皆さんでございますが、公明党の議員の方も、今踏み込まなくてはならないのは、まさにこの中小ベンチャー企業を育成して、大きく拡大をしていく、そういう戦略に今日本は転じなくてはならないというふうに出ておりますと力説されておられました。明後日、公明党大会があると聞いておりますが、その基本政策案にも、女性の起業家支援という項目を設けられております。全く私どもの法案の趣旨に沿うものでございます。

自由党でございますが、自由党の日本再興へのシナリオも、ベンチャー企業の資本調達を可能にする税制、金融上の支援、その他の必要な施策を推進するとうたっておられます。

日本経済は、現在三百三十四万人の失業、連続のマイナス成長等、政府の政策の失敗による不況に苦しんでおりますが、私は、日本は、日本経済はもっとよくなるはずだし、よくならなくてはな

らないと思っております。その最初の方策が、日本をイノベーション精神あふれる起業家社会にすることであります。この法律が他党の皆様の御賛同を得て成立し、日本経済が再生の道を歩み始めることができることを確信をいたしております。

以上です。(拍手)

○副議長 渡部恒三君 大口善徳君。

(大口善徳君登壇)

○大口善徳君 私は、公明党・改革クラブを代表し、ただいま議題となりました産業活力再生特別措置法案につきまして、小淵総理並びに関係大臣に質問をいたします。

さて、我が国経済は、バブルがはじけて景気後退が始まる一九九一年からの年平均実質経済成長率は一％に達せず、二十世紀最後の十年が、失われた十年で終わってしまったおそれがあります。

特に、雇用情勢は深刻です。本年五月の完全失業率は四・六％、完全失業者数は三百三十四万人、前月に比べ幾分改善が見られるものの、厳しい状況であり、また、右失業者数のうち世帯主が前月比四万人増の九十七万人、有効求人倍率は〇・四六倍と過去最悪を更新し、新規求人数も一五・一％の大幅減であり、昨日、雇用対策を柱とする総額五千四百二十九億円の補正予算が成立したとはいえ、依然として予断を許さない状況であります。

こうした中、六月に発表された一―三月の国内総生産は前期比一・九％、年率で七・九％増となり、七月の経企庁の月例報告では、六月の下げどまり、横ばいという総括判断が、このところやや改善している、に変化をしております。しかし、

こうしたプラス面は、昨年十一月の緊急経済対策や本年度の公共投資、住宅対策の政策効果によるものであり、公共投資が減少する年度後半には、景気は息切れするのではないかとのお考えも有力であります。

総理は、現在及び今後の景気について、底打ち時期を含め、どのように認識しておられるのか。

また経済再生のため、政策課題として、供給サイドの取り組みと需要対策についてどのように進められようとしておられるのか。さらに、第二次補正予算について、採算経済企画庁長官は、GDPの一％超、五兆円規模の第二次補正、十五カ月予算が必要である旨発言されておりますが、総理はどうお考えか、あわせて伺います。

次に、産業活力再生特別措置法案についてお尋ねします。

まず、本法案が景気にいかなる影響を与えるかであります。

本法案は、第一条の「目的」の中で「雇用の安定等に配慮しつつ」と規定していますが、事業再構築には過剰設備の廃棄等のリストラ推進的な面があり、この法律を契機に労働者の解雇が促進され、雇用不安に拍車がかかり、これがGDPの六割を占める個人消費を一段と低迷させ、景気回復を遠のかせるのではないかと危惧するのであります。総理は、この点、どのように認識されているのか、お尋ねします。

次に、この法案は、選択と集中によって、生産性の高い分野へ経営資源の移動を図るという前向きな取り組みであると説明されておりますが、本来、過剰設備等は経営ミスにより生じたものであり、負の遺産の処理は経営者のみずからの責任で

行うべきであり、それを国が支援し、処理を後押しすることは経営のモラルハザードを生み、自己責任を放棄するものであるとの批判があり、また、公的支援をするに当たっては経営責任を明確にすべきだとの指摘がありますが、総理のお考えをお聞かせください。

また、土地流動化対策として、工場跡地など過剰な土地について、有効活用が困難であるのに、企業救済のため公的資金で買い取りを行うようなことをやるべきでないと考えますが、総理の見解を求めます。

次に、企業の事業再構築計画を主務大臣が認定するというやり方は、行政の産業への介入の排除、行政の透明性の確保、ルール重視の事後チェック行政への転換等の観点から問題があるのではないかと、裁量行政の復活につながるのではないかと懸念しております。主務大臣の計画認定に当たり、いかにして客観性を担保し、恣意性を排除するのか、むしろ第三者委員会が認定を行うべきとの考えもありますが、総理の見解を求めます。

さらに、債務の株式化についてお尋ねします。債務の株式化、すなわち金融機関と事業会社の株式と債務の交換は、問題があるとされている金融機関の株式保有をさらに助長するものであります。金融機関の経営が株価に一段と左右されることになり、昨年、株価の下落が金融不安の一因となった経緯からも、商法の規定を拡大してまで債務の株式化を行うことが果たして妥当性があるのか、疑問です。

また、債務の株式化は、経営者、株主のモラルハザードを招くことはないのか、さらには、金融

機関への公的資金の投入が、結果として債務の株式化を容易にしているのではないかと思います。また、総理はこれらの問題についてどう考えておられるか、お尋ねします。

また、平成十三年三月三十一日までの措置として、認定企業は、特別償却、買いかえ特例、譲渡益課税の繰り延べ、欠損金の繰り越し、繰り戻し、登録免許税、不動産取得税の軽減等、税制上の恩恵を受けることになりますが、税制措置によって企業が受ける減税額及び全体としての国の減収額について、通産大臣及び大蔵大臣にお尋ねします。

次に、この法案に関する雇用問題との関係についてであります。

本法案の第三条六項六号で、企業の事業再構築計画の認定に当たっては、従業員の地位を不当に害するものでないことを条件に挙げております。また、十八条一項で、認定企業に対し、事業再構築においては、労働者の理解と協力を得るとともに、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないと努力義務を定めていますが、この規定で失業の予防等が確保されるのでしょうか。

そこで、事業再構築計画の策定及び計画実施の各段階において、労働組合や従業員代表との労使協議を具体的に義務づけるべきだと思いますが、労働大臣のお考えをお伺いします。

次に、中小企業、ベンチャー企業対策についてお伺いします。

アメリカでは、八〇年代にフォーチュン五〇〇でリストアップされた大企業が三百五十万人の雇用削減を行っているのに対し、小規模企業は一千

七百万人の雇用創出を行っております。また、アメリカの開業率は一九八四年からの十年間、一三から一四であるのに対し、一九九四年から九六年で我が国の開業率は、廃業率を下回り、一九七〇年ごろの七・〇から三・七へ低下し、とりわけ製造業の開業率は低く、一・五％にすぎません。

今回の法案においても、個人の創業や中小企業、ベンチャー企業に対しても特別の措置を講じるとしてありますが、市場の活力源であり、雇用の創出、イノベーション、地域経済発展の担い手である中小企業への支援策の抜本的な強化こそ、現在の日本経済の再生のために最も強く求められていると考えますが、総理の見解を求めます。

また、二十兆円の貸し渋り特別保証制度は来年三月三十一日で期限が切れます。金融機関の貸し渋りは依然として続いております。むしろ、一年間延長し、信用保証強化をさらに十兆円程度追加するほか、返済期間の弾力的な対応が必要と思いますが、総理に明確なる答弁を求めます。

また、我が国では、女性の創業への意欲は高いものの、資金調達やマネジメント専門技術や情報不足等で、困難に直面しているのが実情であります。さきに成立した男女共同参画社会基本法の精神に基づき、女性創業者や創業を希望する女性に対し、創業や経営に役立つ実践的な講習や総合的な情報提供を行うとともに、エキイティによる投資、公的融資並びに融資の特別保証枠を設けて創業支援を行うべきと考えますが、総理の見解を求めます。

今回の法案においても、創業支援、ベンチャー企業対策を講じていますが、抜本的強化というよ

り、従来の複雑な施策の焼き直しであり、その実効性についてどう考えているか、通産大臣の見解をお伺いします。

また、法案では、融資や保証を考えているようありますが、特にアーリーステージにあるベンチャー企業にとっては、エキイティによる資金調達、すなわち出資こそ有効であって、当面の資金繰りに日々悩むことなく新しい事業に取り組んでいけるのではないかと思います。ベンチャー企業育成政策として、資金の性格から見ても最も適している、出資による支援を抜本的に拡充すべきではないかと思いますが、通産大臣はどう考えているのか、お伺いします。

最後に、ベンチャー企業は、すぐれた技術を持って立ち上がったが、事業拡大期に入って、物的な担保がないため、担保主義に立つ民間金融機関からの必要な資金を借りることができません。このため、事業拡大のチャンスのみすみす逃すことにもなりかねません。そこで、差し当たって、政策金融としては、物的担保の多寡にとらわれず、企業の状況に応じた大胆な融資を行っていくべきであり、さらに、ディスクロージャーを条件に私募債に公的保証を付す制度を創設すべきと考えますが、通産大臣の見解を求めます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣小淵恵三君登壇〕
○内閣総理大臣(小淵恵三君) 大口善徳議員にお答え申し上げます。

現在また今後の景気と経済再生のための対策について、まずお尋ねがございました。現下の我が国経済は、民間需要の回復力が弱

く、厳しい状況にあり、底打ちしたと言うには時期尚早だと考えておりますが、各種の政策効果が浸透し、このところやや改善いたしております。本年一―三ヶ月の実質国内総生産速報も、こうした景気判断を需要面から裏づけたものと考えております。政府といたしましては、十一年度予算の着実な執行に努めておるところであり、今後はその効果も本格的にあらわれてくることが期待されます。

また、経済を自律的成長軌道に乗せるためには、雇用対策及び経済の供給面における体質強化に思い切った対策が必要であるとの観点から、先般、緊急雇用対策及び産業競争力強化対策を取りまとめたところであります。現在の深刻な雇用情勢に対する対応を初め、諸施策を速やかに実施していく考えであり、雇用対策については、昨日成立いたしました補正予算の迅速かつ適正な執行に努めてまいります。産業競争力強化対策につきましましては、産業活力再生特別措置法案を今国会に提出いたしましたところであります。

本格的な経済の回復に向けては、今まさに正念場であり、今年度のプラス成長を確実にすることに向け、引き続き不退転の決意で臨む考えであります。

次に、第二次補正予算についてのお尋ねがありました。

政府といたしましては、現在、平成十一年度予算の着実な執行に努めているところであり、今後はその効果が本格的にあらわれてくることが期待されます。さらに、先般、緊急雇用対策及び産業競争力強化対策を取りまとめ、現在喫緊の課題となっております雇用対策について、五千億円を超

える規模の補正予算が成立したところであり、これについても、今後着実に効果があらわれてくるものと考えております。

今後の日本の経済の動向につきましては、さらに追加的な財政支出及び施策を必要とするかに関しましては、本年四月六月期の経済指標、Q E等を見た上で判断すれば十分であると考えます。

本法案の制定を契機に雇用不安に拍車がかかるのではないかとのお尋ねであります。

本法案は、事業再構築のための環境整備を通じて、人材等の経営資源の有効活用を図るとともに、未来産業の創造に向けた技術開発の活性化、創造的な中小企業、ベンチャー企業の振興などの施策を講ずるものであります。こうした取り組みは、経済の自律的發展を図り、新たな産業と雇用を生み出すものであり、経済再生を目指す上で不可欠なものであります。

次に、経営責任の明確化についてのお尋ねがありました。

今回の事業再構築計画に係る認定事業者への支援措置は、生産性の向上に向けて、既存の中核的事業の拡大や新たな商品や生産方式の導入など、将来へ向けた経営上の努力を行う事業者に対して行うものであり、この法案において経営責任を問うことは適当でないと考えます。

また、企業救済を目的といたしました工場跡地等の過剰な土地の公的資金による買収についてであります。企業救済のために土地を公的資金で買い取ることは適当でないと考えております。

事業再構築計画の認定についての御質問ですが、本法案による計画認定は、法令に定める基準に照らし、計画が各種支援を適用するのにふさわ

しいものかを確認するためのものであり、裁量行政の拡大などの御指摘の懸念は当たらないと考えます。具体的な認定基準につきましては、客観的な指標を策定、公表することとし、恣意性のない、透明な運用を図ってまいります。

次に、債務の株式化についてのお尋ねでありました。

債務者、債権者の合意に基づき債務の株式化を活用できることとするための環境整備を図ることは、企業の自助努力を前提としつつ事業再構築を図る上で重要であると考えます。その際、債務の株式化は、経営者や株主のモラルハザードを招かないよう、利害の対立する債権者との合意のもとに実行されるものであり、金融機関の公的資金投入につきましては、厳しい経営健全化計画を求めているところであり、これによって安易な債務の株式化につながらないよう留意することは重要であると考えっております。

次に、特別保証制度についてのお尋ねでありました。

臨時異例の措置として実施いたしております。多くの中小企業の皆さんに御利用いただいております。二十兆円の保証枠につきましては、必要かつ十分な額を追加する用意がある旨既に申し上げているところであります。また、返済期間の取り扱いにつきましては、保証協会に対し、個々の中小企業者の事情に応じ弾力的に対応するよう中小企業庁から指示をいたしております。

最後に、女性創業者に対する支援についてのお尋ねでありました。

我が国経済の活性化のためには、女性を含む多様な事業者による創業、すなわち業をつくる、あ

るいは業を起こす、こうした活動が行われることが重要であります。私自身、女性の創業者、経営者の方々の活躍に大いに関心と期待を待ち続けているところであり、既に全国で約六万社の企業が女性により経営されておられることを承知いたしております。また、私は、去る四月、商工会議所婦人会の創立五十周年記念式典に出席し、女性経営者の方々を激励させていただいたところであります。

政府といたしましては、新事業創出促進法に基づく支援策や、商工会、商工会議所等による情報提供等、各種の創業支援策を講じておりますほか、本年度より、女性等の開業支援のための政府系金融機関による貸付制度を創設いたしましたところでありました。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣与謝野馨君登壇)

○国務大臣(与謝野馨君) 大口議員にお答え申し上げます。

企業が税制措置によって受ける減税額及び全体としての国の減収額についてのお尋ねでございますが、今後の経済情勢の変動等の不確定要素もありますが、今後の法案に関連する個別項目の企業等が受けるプラスの影響額を申し上げますれば、三百億円程度になると考えております。

なお、国としての減収額について、例えば、新たな税制度の創設によって初めて取引が生ずるといったケースについては減収額に計上しない等、本試算とは差異があるものと認識をしております。

次に、本法案の、創業者と中小ベンチャー企業

に対する支援策についてでございますが、我が国産業の活力の再生が喫緊の課題であることから、既存施策に加えて、この際特別に強力な措置を講じようとするものであります。

具体的には、創業者と中小ベンチャー企業についての信用保証の限度額を拡大し、貸し渋り対策の二十兆円の保証枠を適用いたします。また、都道府県の無利子の設備資金貸し付けについて、創業者を対象に追加するとともに、中小ベンチャー企業への貸し付け条件の拡充を行います。さらに、本法案では、創業者は認定等が必要であり、また、特定の既存法などの支援対象である中小ベンチャー企業は本法案の認定を受けたものとみなして支援対象とする等、支援対象の方の負担軽減を図ります。

こうしたことから、本法案は、創業と新事業開拓の促進に相当程度の実効性を持つものと考えております。

次に、御指摘がございましたとおり、中小ベンチャー企業は、担保力、信用力に乏しいことが多く、その資金調達円滑化のための環境整備は重要な政策課題であります。

そのため、これまでも政府としては、各県のベンチャー財団が民間ベンチャーキャピタルを通じて中小ベンチャー企業の株式等を引き受ける支援制度や、投資家の有限責任を法的に担保する制度等の整備を行ってきたところであり、さらに、中小企業総合事業団による投資事業有限責任組合に対する出資枠を増額する等の取り組みを行っております。今後とも、中小ベンチャー企業に対する資金供給の円滑化のため、施策の一層の充実を図ってまいります。

次に、中小企業金融公庫等においては、これまでもソフトウェア等を担保の対象としたり、ベンチャー企業等に対して一定の条件のもとで担保徴求を免除する等の対応をしましたが、今後、担保免除の条件や限度額等について中小企業のニーズに、より一層こたえるべく鋭意検討してまいります。

また、中小企業の私募債への公的保証の付与については、直接金融市場の健全な発展を阻害しないようにする必要があります。ディスクロージャーへの対応から、比較的規模の大きい中小企業層に事実上限定されること等に十分留意しつつ、引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇)

○国務大臣(宮澤喜一君) この法律案の実施に伴う減収、税収の減はどのぐらいかというお尋ねでございまして、ただいま通産大臣は、いろいろ試算すると三百億円ぐらいではないかというふうに言われました。また、国の方は違う計算があるようだというのも言っていたわけですが、私どもの方で把握できるのは、平年度で四十億円ぐらいかなというのを言っておるわけでございます。

この違いは、通産大臣の計算されましたのは、このたびの税制改正によって受益をする、一つ一つの受益がございしますが、その総体が三百億円ぐらいと御計算になられたと思います。私どもの方は、この制度が行われることによって、この制度がなかりせば生ずるであろう税収とどのぐらいの減があるかということを実は申し上げなければなら

ないわけですが。

例えば、買いかえ特例というのを設けておりますが、これは土地に関するものでございしますので、従来から買いかえを考へておられた方はこの特例で受益をされますが、この制度ができましたために新たに取引が起る可能性がかなりございまして、そうなりますと、それはむしろ、私どもからいうとやや増収になるという要素がございします。その辺のところが、土地税制については常に問題がございまして、はつきり減収分、増収分というのは申し上げられないのであります。

また、ストックオプションにつきましては、また別の理由で、どれだけ広くストックオプションが行われるか、またどの段階でその権利を行使、権利行使の、株が売られた段階で所得とするという特典を設けておりますので、その点が一義的に決められませんで、どうもしかりしたことが申し上げられない。まことに明快なことを申し上げられないのでございしますけれども、そのような理由によるものでございしますので、御理解を賜りたいと存じます。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇)

○国務大臣(甘利明君) 事業再構築計画の策定、実施段階における労使協議の義務づけについてのお尋ねであります。

産業の競争力を強化するに当たりましては、企業が安易に人員削減をするのではなくて、労働者の能力向上と生産性の向上等を図ることにによりまして、これを実現することが必要であると考えているわけであります。

このような観点から、先生の御指摘のとおり、事業再構築計画の策定及び計画実施の各段階にお

いて、労働組合等と必要な協議を行うことなど、労使間で十分に話し合いを行うことが非常に重要であるというふうに認識をいたしております。この法案におきましても、計画の実施段階において労働者の理解と協力を得るとともに、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずることが事業主の努力義務として定められてるところであります。

なお、企業組織の再編に当たりまして、労働条件の変更等を伴う場合も予想されるわけでありますが、このような場合には、労使の団体交渉が必要であることは当然のことでありまして、このことは既に憲法第二十八条及び労組法により確立をされているところであります。

以上です。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 吉井英勝君。

(吉井英勝君登壇)

○吉井英勝君 私、日本共産党を代表して、産業活力再生特別措置法案について、総理並びに係大臣に質問します。

今、日本経済は、二年連続のマイナス成長、完全失業者は三百三十四万人、完全失業率は四・六％という戦後最悪の状況の中にあります。これに対して、総理は、日本経済の再生、経済の自律的回復を達成するには供給側における効率性の向上と競争力の強化を図ることだとして、本法案を出してきました。法案では、企業が生産性向上を目的に、中核事業への経営資源の集中とその他不採算部門の廃棄、縮小を事業再構築、すなわちリストラと定義し、その支援策を盛り込んだものとなっております。

ところで、ことし二月の予算委員会、私の質問に与謝野通産大臣は、リストラは合成の誤謬を生む、全部の会社がリストラをやることは全部の会社で不況大運動をやっているのと同じだと答弁し、堺屋経企庁長官も甘利労働大臣も同様の見解を示しました。総理も同じ見解か、確認したいと思ひます。深刻な不況のもとで、この法律によって大企業が安心してリストラを推進すれば、大量の失業者を生み出し、不況をさらに加速することになるのではありませんか。はつきりお答えいただきたい。

そもそも産業再生法案は、ことし一月に産業再生計画を閣議決定し、三月からは、総理ら閣僚と経団連会長を初め財界、大企業のトップとの意見交換の場である産業競争力会議を設けて、そこでの議論をもとに法制化したものであります。

本来、日本経済の再生を言うのなら、企業の数でいえば九九％を占めている中小企業の代表をメンバーに加えて意見を聞く、リストラと雇用の問題については労働者の代表を入れて意見を聞く、それが当然ではありませんか。総理はなぜ中小企業や労働者の代表を排除したのか、明確に答弁されたいと思ひます。

今回の法案は、ことし五月の経団連の、わが国産業の競争力強化に向けた第一次提言の内容をそのまま丸のみしたものではありませんか。これほどまでに露骨に政府と財界が一体になって法律をつくった例はありません。大企業偏重のきわみであります。総理の答弁を求めます。

次に、法案そのものについて質問いたします。第一に、リストラ、解雇を推進する法律だということについてです。今日、大企業のリストラ計

画は、ソニー一万七千人、三菱電機一万四千五百人削減など、すさまじいものです。そのやり方は、日立製作所家電部門の分社化、日本鋼管京浜製鉄所の事業部門の分社化などに見られるように、いずれも、転籍、出向による人減らしと、賃金三割カット、労働時間延長など労働条件の切り下げ、及び下請、中小企業へのしわ寄せと切り捨てを伴っているのが特徴です。

本法案によって国のお墨つきを得た大企業は、安心してリストラ、人減らしを推進することになるのではありませんか。そうならない保証があるのか、はつきり答えられない。また、法案で言う事業再構築とは、中核事業への集中、不採算部門の整理、縮小、廃止としておりますが、これは、大企業の利益拡大を中心に、人減らし、賃下げ、下請いじめを進めるものではありませんか。

第二の問題は、政府が法案を出す背景として、企業の抱えている三つの過剰が企業の競争力を低下させているとして、そのために大規模なリストラを国が支援することです。しかし、設備と債務の過剰の原因が、バブル期の大企業の過剰投資と、本業以外の財テクなどの投機に走って失敗したことにあることは明確です。

ところが、法案によると、企業が事業再構築計画を出してきたときに、国が認定七基準で判断して計画を承認すると、リストラを進める企業に対して、国は、設備廃棄などに税の還付を含む税制上の優遇措置をとること、産業基盤整備基金による債務保証や出資を行うこととあわせて、債務の株式化を認めることにしています。これは、銀行が企業の債権の一部を放棄するかわりにその企業の株式を受け取るというもので、これは、銀行支

援六十兆円の公的資金が、迂回して借金の一部棒引きという大企業救済に回されるものです。

一体、バブルに踊るなどして経営に失敗した当該企業に対して、法案は、企業の責任を問わないで、専らリストラ支援だけではありませんか。与謝野通産大臣は、日経のインタビューに、公的資金による資本注入で金融機関が助かり、今度は金融機関が面倒を見る番だと語っています。マスコミも、公的資金が入ったことで銀行に償却余力ができ、企業がそのおす分けにあずかろうと動き出した面を否定できないと指摘しています。が、総理は、このような国民の税金によるてこ入れを当然のことと考えているのか、何うものであります。

ハーバード大学のガルブレイス名誉教授は、崩壊したバブル対策で政府のやるべきことは、投機に走った企業に責任をとらせること、一方、バブルの被害者である罪なき人々に公的支援でカバーすべきだと指摘しています。これは、だれもが共感できる当然の指摘です。ところが、総理が法案でやろうとしていることは、こうした方向とは全く正反対のことでありませんか。

第三に、大企業のリストラ支援ばかりに熱中して、雇用を守るという政府の役割を放棄しているということが問題です。今、総理がなすべきことは、現に行われている、物置に閉じ込めての退職強要などの、人権侵害を伴う大企業の猛烈なリストラ、解雇のあらしから労働者、国民を守ることでありです。

ヨーロッパでは、解雇規制法とともに、企業または事業の全部または一部が譲渡された際に労働者の既得の権利を保護することを目的として、適

用対象、労働者の請求権の保護、解雇の禁止、労働者代表の地位、情報提供と協議などを規定した既得権指令があります。その目的や内容、また英仏独各国での導入状況について、外務大臣に伺います。総理、せめてヨーロッパ並みの労働者保護のルールを制定するべきではありませんか、答弁を求めます。

法案第三条では、企業のリストラ計画の認定に当たって、その計画が従業員の地位を不当に害するものでないことを条件に挙げていますが、その認定条件とは具体的にどのような基準であるのか、具体的に示していただきたい。

かつての特定不況産業安定措置法でも、また七年の産業構造転換円滑化法でも、雇用の安定をうたい、リストラ計画の承認基準の中で、労働者の地位を不当に害するものであってはならないとしており、通産省は、これを根拠に、そうした事態は起こらない、心配ないと答弁してきました。ところが、現実はどうであったか。この法律廃止までの九年間に、新日鉄など鉄鋼大手五社は、全従業員の四三％に当たる六万九千人もの人減らし、大リストラを強行しました。

総理、この鉄鋼産業を含む承認企業の中で、従業員の地位を不当に害する事態は生じなかったと言えますか。答弁を求めます。本法案の認定基準では、労働法に違反する企業は認定しない、あるいは認定を取り消すという立場をとるのか。総理は、そのことを明言されますか。はつきりお答えいただきたいと思います。

産業競争力会議参加メンバーであるトヨタ、ソニー、日立製作所、富士通、新日本製鉄を含む輸出上位三十社で日本の輸出総額の五〇％を超えて

いて、大企業の競争力は十分にあります。また、同メンバーである大企業十五社だけで、六年間に十五万九千人の雇用削減を行ってきました。

これら大企業の多くは、多国籍企業となり、グローバルな合併を進めて、さらに巨大企業への道を進んでいます。そういう大企業に、産業競争力の名で、本法案によってリストラ、人減らしを支援することは、今日の深刻な不況の打開にも、日本経済の再生、発展にもプラスするものにはなりません。

大企業に対する民主的規制を行って、リストラ解雇の規制、労働時間短縮による雇用の拡大、教育、福祉、防災など公的部門での雇用の確保と、消費税減税など個人消費の拡大で、中小企業と地域経済が活力を取り戻せるようにすることこそ、今一番なすべきことであります。

日本共産党は、日本経済の民主的再生に全力を尽くすことを述べて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 吉井英勝議員にお答え申し上げます。

まず、本法案が大量の失業者を生むのではないかとのお尋ねでありましたが、本法案は、事業再構築のための環境整備を通じ、人材等の経営資源の有効活用を図るとともに、未来産業の創造に向けた技術開発の活性化、創造的な中小企業、ベンチャー企業の振興などの施策を講ずるものであります。こうした取り組みは、経済の自律的発展を図り、新たな産業と雇用を生み出すものであり、経済再生を目指す上で不可欠なものであります。産業競争力会議のメンバーについてのお尋ねが

平成十一年七月二十二日 衆議院會議録第四十七号

産業活力再生特別措置法案の趣旨説明に対する吉井英勝君の質疑 産業活力再生特別措置法案の趣旨説明に対する横
光克彦君の質疑

一〇

ありました。御指摘の中小企業からも構成員として御参加をいただいております。さらに、中小企業につきまして議論を行った第五回会合におきまして、構成員以外にも中小企業代表の方に特に意見陳述を行っていただきました。また、政府におきましては、政労使雇用対策会議等の場で労働側の意見を伺っており、こうした意見を踏まえ、法案は雇用の安定に配慮し作成したものととなっております。

法案と経団連の提言との関係についてお尋ねがありました。本法案は、産業競争力会議における議論を踏まえつつ、あくまで政府として必要と判断した施策を盛り込んだものであり、経団連の提言を丸のみしたとの御指摘は全く当たらないものと考えます。

リストラの実態及び本法案がリストラを進めるものではないかとお尋ねですが、完全失業率や非自発的失業者は引き続き高水準で推移するなど、雇用情勢については依然厳しいものと認識をいたしております。また、事業再構築を行うとする事業者が、雇用面にしわ寄せしないよう、その労働者の雇用の安定等に努めるべきことは言うまでもないことであり、本法案におきましても、事業再構築を実施する場合には、その雇用する労働者の理解と協力を得つつ行うよう努めることをその責務として規定いたしておりますことでもあります。

事業再構築が人減らしそのものではないかとお尋ねですが、事業再構築は、企業の選択と集中による中核的事業の拡大、効率化、新事業の開拓などの取り組みを通じ、我が国産業の競争力を高めるとともに、雇用機会の創出にも資する

ものであると考えます。なお、事業再構築を進める際には、雇用面にしわ寄せすることのないよう、雇用の安定等に最大限配慮すべきことは言うまでもないことでもあります。

債務の株式化に当たっての経営責任についてのお尋ねですが、事業者の将来へ向けた事業再構築の円滑化を図るといふ基本的考え方のもと、本法律案におきまして経営責任を問うことは適当でなく、債務の株式化についても、あくまで、みずから債権者との合意に達した企業に対し、当該合意を実現する際の障害を除去するための措置を講ずるものであります。

債務の株式化についてのお尋ねですが、債務者、債権者の合意に基づき債務の株式化を活用することとするための環境整備を図ることは、企業の自助努力を前提としつつ、事業再構築を図る上で重要であると考えます。この際、債務の株式化が経営者や株主のモラルハザードを招かないようにしたり、また、金融機関の公的資金投入については厳しい経営健全化計画を求めているところであり、これによって安易な債務の株式化につながらないよう留意することは重要であると考えております。

本法案は経営方針を誤った企業等にみずから責任をとらせるといふことと正反對のことをやろうとしているのではないかとのお尋ねであります。が、本法案は、あくまでも事業者の自主的努力を前提としつつ、将来へ向けた事業再構築を円滑化するための環境整備をするものであり、失敗した経営者の救済を行おうとするとの趣旨ではないと考えております。

EC指令並みの労働者保護ルールの制定につい

てのお尋ねですが、営業譲渡の際の解雇や労働条件の変更については、労使間でよく話し合われるべきものと考えておりますが、解雇規制を含めた営業譲渡に係る規制につきましては、一律にこれを設けることは適当でないと考えます。

産業構造転換円滑化法についてお尋ねがありましたが、主務大臣が計画を承認する際には、当該事業者が関係の労働組合の意見を十分に聞くとともに、労働者の地位を不当に害することのないことを確認するなど、適切な法運営に努めてまいり、労働法に違反していることが明らかな事業者を認定することはないものと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣(与謝野馨)登壇)

○国務大臣(与謝野馨) 吉井議員にお答えいたします。

産業活力再生特別措置法案中、従業員の地位を不当に害するものではないこととの基準についてのお尋ねであります。本基準は、事業再構築計画が雇用に影響がある場合には、労使間で十分に話し合いを行ったかどうか、労働者に対する配慮を十分に行って計画を実施しようというものであるかどうかという点を確認するための基準であります。

以上です。(拍手)

(国務大臣(高村正彦)登壇)

○国務大臣(高村正彦) EUのいわゆる既得権指令についてのお尋ねであります。この指令は、欧州における市場統合の進展に伴う企業合併

等の増加を背景に、企業または事業の全部または一部が譲渡された際に、労働者の権利を保護することを目的として、一九七七年に制定され、一九九八年に改正されたものであると承知をしております。この指令は、企業譲渡等の際の労働者の権利義務の移転、企業譲渡等を理由とした解雇の禁止、労働者に対する事前の情報提供等について規定をしております。

七七年に制定された指令の内容は、英独仏を含むすべてのEU加盟国において法制化され、実施済みであり、また、九八年改正指令の内容については、遅くとも二〇〇一年七月までにEU加盟国において法制化され、実施されることになっておりと承知しております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 横光克彦君。

(横光克彦君登壇)

○横光克彦君 私は、社会民主党・市民連合を代表いたしまして、ただいま議題となりました産業活力再生特別措置法案及び関連する税制改正案について、総理及び関係大臣に質問をいたします。

本法案は、産業競争力を強化するため、企業の事業再構築の支援を目的に掲げております。しかし、企業が抱える雇用、設備、債務の三つの過剰の解消を国として後押しするとの姿勢は、まさに企業が中心であり、生活の視点が極めて希薄であると言わざるを得ません。

今回の不景気、つまり我が国の生産性の低迷は、将来の生活不安から生じた消費不況が最大の原因であります。社会民主党は、健全な日本経済の本格回復のため、安心して暮らせる社会のセーフティネットの整備がまずもって重要であると

考えておりますが、総理の御所見をお伺いいたします。

加えて、この事業再構築関連の支援策は、リス
トラ誘因となる側面を持たざるを得ないというこ
とを指摘しておかなくてはなりません。工場撤退
などの設備廃棄が進められれば、地域経済に与え
る影響、なんぞ雇用問題は深刻な直撃を受け
ざるを得ません。また、分社化等は、不採算部門
の人員費抑制も視野に入れられており、大規模な
人員整理は必至の情勢であります。リストラの加
速は失業率の悪化を呼び、景気への悪影響を引き
起こすという悪循環に陥ることは明白でありま
す。

設備廃棄を景気回復の呼び水という考え方自
体、いささか楽観的過ぎないでしょうか。現在、
失業率が史上最悪の水準で一進一退を繰り返す
中、政府の緊急雇用対策は、五千億円という規模
にすぎず、雇用不安の解消という国民的要請には
到底こたえられていないものでした。政府の雇用
対策と今回の事業再構築支援のセットが、雇用創
出と景気回復という前向きな相乗効果を望み得な
いことは明らかであると考えますが、総理の御所
見をお伺いいたします。

また、今回議論を呼んでいるのが、過剰設備、
資産の廃棄、つまりバブルの清算であります。過
剰設備や過剰債務とはいわば経営ミスの産物であ
り、本来自己責任である設備廃棄を国として支援
することにについては、企業経営者のモラルハザ
ードの懸念が絶えません。産業界自身からもその是
非論が巻き起こっており、優遇税制を求める経営
者トップは一部にも満たないとのアンケート結果
も出ております。

一体、だれが設備廃棄に対する国の支援を期待
しているのか。既に血のにじむ思いで設備、債務
の廃棄を実行してきた企業も少なくないというこ
とがあります。特定の企業、業界にのみ光を当てる施
策に陥っているのではないのでしょうか。総理の御
所見をお伺いいたします。

次に、事業者の提出する事業再構築計画が、第
三条において、従業員の地位を不当に害しない、
このことを認定基準に挙げております。

先ほど申し上げましたとおり、この法案には、
不合理なリストラや大規模な人員整理の懸念が絶
えずつきまわっております。雇用不安が頂点に達
していることをかんがみれば、この認定基準に
は、労働者の合意のない不当なリストラを完全に
否定する旨を法律上明確に規定してしるべきだ
と考えます。

従業員の地位を不当に害しないとは、具体的に
はどういった事例を想定しているのか。従業員と
の十分な話し合いは保障するが、雇用削減はやむ
を得ないといった解釈も喧伝されます。この認定
基準について、通商産業大臣の明快な御説明をお
願ひいたします。

法案にはさらに、事業者に対して、再構築を実
施する際、労働者の理解と協力を得、またその労
働者の失業の予防その他雇用の安定を図るよう努
力義務が第十八条において規定されております。
しかし、この規定もまたあいまいであり、雇用不
安をいわずにあおるだけであると言わざるを得
ません。労働者の理解と協力と言ふならば、再構
築計画を策定する段階から労使協議を行い、合意
を得る旨を、また失業の予防を掲げるならば、再
雇用の義務づけや具体的な再雇用の設定などを、

法律で明確にする程度のことは当然かと思われま
す。

本法案で雇用に十分な配慮が見られない規定ば
かり並べ、あとは労働法制にお任せという無責任
な姿勢では、到底雇用不安は解消されません。通
産大臣の御見解をお伺いいたします。

他方、今回の法案には、創業者、中小ベン
チャー支援策が盛り込まれており、環境や福祉な
ど二十一世紀を展望できる新規産業創出の一助と
なり得ましよう。政府は今後幾つかの支援策を模
討中のようでありますが、今回いち早く取りまと
められた事業再構築の支援策に比べ、新規産業の
支援策は極めて迅速さに欠け、取り組む政府の決
意すら疑われます。中小企業やベンチャー企業の
創業や第二の創業に対して、人材、資金、技術の
総合的な支援の確立が急務であると考えます。通
商産業大臣の御見解をお聞かせください。

そもそも中小企業は、大企業との圧倒的な規模
の格差を前提とせざるを得ません。代金支払いの
ストップや単価の引き下げ要求などの下請いじめ
が激増していることは、その象徴であります。中
小企業が不況のしわ寄せを受けている今こそ、中
小企業の経営基盤強化策を抜本的に見直し、拡充
しなければなりません。中小ベンチャーの創出に
国として取り組むとしているならば、なおさらの
ことと思われまます。

通商産業大臣に御見解をお伺いいたしまして、
私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)
○内閣総理大臣(小淵恵三君) 横光克彦議員にお
答え申し上げます。

まず、消費不況の解消と生活密着型の経済対策

についてお尋ねがありました。

現下の我が国経済は、各種の政策効果が浸透
し、このところやや改善いたしておりますが、本
格的な経済再生には、民間設備投資や個人消費を
初めとする民需の回復が不可欠であると考えてお
ります。政府といたしましては、十一年度予算に
おきまして、当面の景気回復に全力を尽くすとの
観点から、個人所得課税の恒久的減税を実施する
ほか、公共事業や中小企業対策、雇用対策に最大
限配慮するとともに、住宅ローン減税を行うこと
とするなど、人々の生活基盤の安定化につながる
施策を積極的に講じているところであります。

また、経済を自律的成長軌道に乗せるために
は、雇用対策及び経済の供給面における体質強化
に思い切った対策が必要であるとの観点から、先
般、緊急雇用対策及び産業競争力強化対策を取り
まとめたところであります。現在の深刻な雇用情
勢に対する対応を初め、諸施策を速やかに実施し
ていく考えであり、雇用対策については、昨日成
立いたしました補正予算の迅速かつ適正な執行に
努めてまいります。産業競争力強化対策について
は、産業活力再生特別措置法案を今国会に提出し
たところであります。

本格的な経済の回復に向けては、今まさに正念
場であり、今年度のプラス成長を確実にすることに
向け、引き続き不退転の決意で臨む考えであり
ます。

事業再構築の円滑化の効果等についてお尋ねが
ありましたが、設備廃棄も含め、企業の事業再構
築を通じた体質改善を円滑化することは、新たな
投資を誘発し、我が国の自律的発展を実現する上
で不可欠であります。あわせて、本法案は、雇用

創出効果の高い創業等への支援策も盛り込んでおり、先般の緊急雇用対策と相まって、経済活力の再生と、それを通じた豊かな雇用機会の創出を実現するものと考えております。

過剰設備の廃棄等への支援の対象についてお尋ねがありました。

本法案は、我が国経済全体の生産性向上を実現するため、事業再構築の円滑化や創業などを支援するものであります。その一環として、御指摘の設備廃棄を含め、企業の事業再構築を通じた体質改善に向けた自助努力等を円滑にするための環境整備を図ることとしており、特定の企業、業種のための措置を講ずるものではありません。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣与謝野馨君登壇)

○國務大臣(与謝野馨君) 横光議員にお答え申し上げます。

事業再構築計画の認定基準中、従業員の地位を不当に害するものではないこととの基準についてのお尋ねであります。本基準は、事業再構築計画が雇用に影響がある場合には、労使間で十分に話し合いを行ったかどうか、労働者に対する配慮を十分に行って計画を実施しようというものであるかどうかという点を確認するための基準でございます。

次に、雇用の安定等に係る規定についてのお尋ねであります。我が国においては、従来より、事業者が事業再構築等を行う場合には、その雇用者の理解と協力を得つつ行うよう努めることにより、雇用への悪影響を防止し、かつ、事業の円滑な実施を図ってきているところでございます。

このような実態を踏まえ、認定事業者に対し、事業再構築を実施する場合には、その雇用する労働者の理解と協力を得つつ行うよう努めることをその責務として規定するとともに、国または都道府県に対しても、雇用の安定等に関し必要な措置を講ずるよう努めるべきことを責務として規定しております。こうした規定により、雇用への悪影響を防止し、雇用面にしわ寄せしない形で事業再構築の円滑化を図ることができると考えております。

次に、中小企業、ベンチャー企業の支援策についてのお尋ねですが、我が国経済の活性化等への担い手として、中小ベンチャー企業活性化対策は非常に重要と認識しております。そのため、法案に係る措置以外にも、中小企業総合事業団において、新事業の開拓に対し、出資、助成等の積極的な支援を行うほか、人材データベースの設置及び企業経営に必要なアドバイザーの派遣事業等を推進していくこととしております。

今後とも、中小企業、ベンチャー企業が活発に活動できるよう、人材、資金、技術に対する施策を総合的に推進するとともに、施策のさらなる充実を図ってまいります。

次に、中小企業の経営基盤についてのお尋ねですが、下請いじめ等の不公正な取引の強要に対し、公正取引委員会と連携して、下請代金支払遅延等防止法に基づき厳正に対処しております。また、中小企業金融公庫等政府系金融機関による設備資金、運転資金の低利融資等の資金供給の円滑化を図る等の措置も講じているところでございます。

さらに、中小企業の新たな取り組みによる経営

革新に対しては、先般施行された中小企業経営革新支援法等により、経営環境の変化に対応した新たな事業活動による経営の向上等を支援してまいります。今後とも、経営基盤の強化等、中小企業対策を強力に推進してまいります。

以上です。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時八分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 小淵 恵三君
外務大臣 高村 正彦君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
農林水産大臣 中川 昭一君
通商産業大臣 与謝野 馨君
労働大臣 甘利 明君
國務大臣 野中 広務君

出席政府委員

通商産業省産業政策局長 江崎 格君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

地方公務員法等の一部を改正する法律
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律
農林物資の規格化及び品質表示の適性化に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨二十一日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成十一年度一般会計補正予算(第1号)
平成十一年度特別会計補正予算(特第1号)

(政府委員承認)

一、去る十九日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

国際平和協力本部 嶋口 武彦
事務局局長事務代理

一、昨二十一日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房会計課長 内田 俊一

経済企画庁調査局長 小峰 隆夫
(政府委員任命)

一、去る十九日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、十九日議長において承認した嶋口武彦を、同日第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十一日議長において承認した内田俊一外一名を、同日第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る十九日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(国際平和協力本部事務局局長 茂田宏の第四百四十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨二十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、第四百四十五回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏 名	異動後の官職名	異動年月日
資源エネ	氏 名	通商産業大臣官房	平二・二六
石油部長	今井 康夫	大臣官房	平二・二六
内閣参事	尾見 博武	建設大臣官房審議官	平二・二三
官房長	尾見 博武	官房審議官	平二・二三
経済企画庁調査局長	新保 生二	経済企画庁審議官	同

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任	補欠
植竹 繁雄君	中谷 元君
島村 宜伸君	柳本 卓治君
津島 雄二君	小坂 憲次君
森山 眞弓君	金田 英行君
岩國 哲人君	奥田 建君
生方 幸夫君	石井 紘基君

小林 守君

葉山 峻君

肥田美代子君

山本 孝史君

草川 昭三君

丸谷 佳織君

志位 和夫君

春名 眞章君

不破 哲三君

矢島 恒夫君

金田 英行君

下村 博文君

柳本 卓治君

西川 公也君

奥田 建君

城島 正光君

丸谷 佳織君

旭道山和泰君

矢島 恒夫君

大森 猛君

下村 博文君

森山 眞弓君

西川 公也君

島村 宜伸君

石井 紘基君

生方 幸夫君

城島 正光君

岩國 哲人君

葉山 峻君

小林 守君

山本 孝史君

肥田美代子君

旭道山和泰君

草川 昭三君

小坂 憲次君

津島 雄二君

中谷 元君

植竹 繁雄君

大森 猛君

不破 哲三君

春名 眞章君

志位 和夫君

虎島 和夫君

橋 康太郎君

鰐淵 俊之君

中村 鋭一君

橋 康太郎君

中村 鋭一君

中村 鋭一君

鰐淵 俊之君

文教委員

辞任

補欠

渡辺 博道君

望月 義夫君

田中 甲君

島 聡君

羽田 孜君

肥田美代子君

中路 雅弘君

石井 郁子君

望月 義夫君

渡辺 博道君

島 聡君

田中 甲君

肥田美代子君

羽田 孜君

石井 郁子君

中路 雅弘君

内閣委員

辞任

補欠

武藤 嘉文君

西川 公也君

石井 郁子君

中路 雅弘君

深田 肇君

辻元 清美君

中路 雅弘君

瀬古由起子君

辻元 清美君

中川 智子君

西川 公也君

武藤 嘉文君

中川 智子君

深田 肇君

児玉 健次君

瀬古由起子君

瀬古由起子君

中路 雅弘君

法務委員

辞任

補欠

漆原 良夫君

谷口 隆義君

谷口 隆義君

漆原 良夫君

中路 雅弘君

石井 郁子君

農林水産委員

辞任

補欠

金田 英行君

谷畑 孝君

木部 佳昭君

大石 秀政君

木村 太郎君

旭道山和泰君

井上 喜一君

岩浅 嘉仁君

前島 秀行君

知久馬三子君

大石 秀政君

木部 佳昭君

谷畑 孝君

金田 英行君

旭道山和泰君

木村 太郎君

岩浅 嘉仁君

井上 喜一君

知久馬三子君

前島 秀行君

商工委員

辞任

補欠

新藤 義孝君

菅 義偉君

山口 泰明君

園田 修光君

小池百合子君

達増 拓也君

菅 義偉君

新藤 義孝君

園田 修光君

山口 泰明君

達増 拓也君

小池百合子君

三塚 博君

安倍 晋三君

森 喜朗君

御法川英文君

村山 富市君

保坂 展人君

安倍 晋三君

三塚 博君

御法川英文君

森 喜朗君

村山 富市君

保坂 展人君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 補欠

能勢 和子君 松岡 利勝君

一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

稲垣 実男君 中山 正暉君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

中山 正暉君 稲垣 実男君

(議案提出)

一、去る十五日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案(中野寛成君外四名提出)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、昨二十一日、議員から提出した修正案は次のとおりである。

国旗及び国歌に関する法律案に対する修正案(菅直人君外二名提出)

一、昨二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

産業活力再生特別措置法案
租税特別措置法の一部を改正する法律案

(議案送付)

一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成十一年度一般会計補正予算(第一号)

平成十一年度特別会計補正予算(特第一号)

一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案(中野寛成君外四名提出)

(議案通知)

一、去る十五日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

地方公務員法等の一部を改正する法律案
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨二十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成十一年度一般会計補正予算(第一号)

平成十一年度特別会計補正予算(特第一号)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

在日米軍による低空飛行訓練に関する質問主意書(濱田健一君提出)

(答弁通知書受領)

一、昨二十一日、内閣から、衆議院議員家西悟君提出血液製剤による感染被害の救済に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年八月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年四月十六日

参議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(目的)

第一条 この法律は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であつて、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

一 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であつて、土壌の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

二 肥料の施用に関する技術であつて、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

三 有害動植物の防除に関する技術であつて、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

(導入指針)

第三条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針以下「導入指針」という。)を定めるものとする。

2 導入指針においては、都道府県における主要な種類の農作物について、都道府県の区域又は自然的条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、当該農作物及び地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

二 前号に該当する農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

三 その他必要な事項

3 都道府県は、情勢の推移により必要が生じたときは、導入指針を変更するものとする。

4 都道府県は、導入指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(導入計画の認定)

第四条 農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(以下「導入計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

二 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

三 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その導入計画が導入指針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(導入計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る導入計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、認定農業者が前条第一項の認定に係る導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。)に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(農業改良資金助成法の特例)

第六条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百一十号)第二条第一項の生産方式改善資金のうち政令で定める種類の資金であつて、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものの償還期間(据置期間を含む。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

(課税の特例)

第七条 認定農業者が認定導入計画に従って取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(援助)

第八条 国及び都道府県は、認定導入計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告徴収)

第九条 都道府県知事は、認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、環境と調和のとれた農業生産の確保を図るため、持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対し、農業改良資金の償還期間の特例等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律は、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もつて農業の健全な発展に寄与することを目的とすること。

2 この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であつて、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいうこととする。

(一) たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であつて、土壌の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

(二) 肥料の施用に関する技術であつて、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

(三) 有害動植物の防除に関する技術であつて、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

3 都道府県は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を策定し、導入すべき持続性の高い農業生産方式を、地域の実情を踏まえて具体的に定めること。

4 農業者は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(以下「導入計画」という。)を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとする。

5 都道府県知事は、認定を受けた農業者に対し、農業機械や農業資材の購入等に必要な農業改良資金の償還期間の特例、農業機械についての課税の特例等の措置を講ずること。

6 国及び都道府県は、認定導入計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めること。

7 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、環境と調和のとれた農業生産の確保を図るため、持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対する支援措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

平成十一年七月二十一日

農林水産委員長 穂積 良行
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

肥料取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年四月十六日

参議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

肥料取締法の一部を改正する法律

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

農林水産大臣は、普通肥料につき、その種類ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についての規格(以下「**公定規格**」という。)を定める。

一 次条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる普通肥料 含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項

二 次条第一項第三号に掲げる普通肥料 含有

を許される有害成分の最大量その他必要な事項

項

第四条第一項中「第三号まで」を「第四号まで」に、「第四号の」を「第五号に掲げる」に改め、同項ただし書中「受けた普通肥料」の下に「(第三号に掲げる普通肥料を除く。)」を加え、同項第一号中普通肥料(の下)に「第三号に掲げるもの及び」を加え、同項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前二号に掲げる」に改め、「配合される普通肥料」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特性からみて銘柄(一)の主要な成分が著しく異なる普通肥料であつて、有害成分を含有するおそれが高いものとして省令で定めるもの

第四条第二項中「前項第三号の肥料」を「前項第四号に掲げる普通肥料(同項第三号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合されるものを除く。)」に改める。

第六条第一項第三号中「規格」の下に「(第四条第一項第三号に掲げる肥料にあつては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格。第十条第五号及び第十六条第一項第三号において同じ。)」を加え、同項第六号中「肥料」の下に「及び第四条第一項第三号に掲げる肥料」を加える。

第七条ただし書中「省令で定める肥料」の下に「及び第四条第一項第三号に掲げる肥料」を加える。

第十七条第一項第三号中「保証成分量」の下に

「(第四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあつては、その種類ごとに農林水産大臣が定める主要な成分の含有量)」を加える。

第二十二條の次に次の二條を加える。

(特殊肥料の表示の基準)

第二十二條の二 農林水産大臣は、特殊肥料のうち、その消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、施用上その品質を識別することが特に必要であるためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定める種類のものについて、その種類ごとに、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定め、これを告示するものとする。

一 主要な成分の含有量、原料その他品質に關し表示すべき事項
二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して生産業者、輸入業者又は販売業者が遵守すべき事項

2 都道府県知事は、特殊肥料の種類を示して、前項の表示の基準となるべき事項を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出ることができる。(指示等)

第二十二條の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により告示された同項第一号に掲げる事項(以下「**表示事項**」という。)を表示せず、又は同項の規定により告示された同項第二号に掲げる事項(以下「**遵守事項**」という。)を遵守しない生産業者、輸入業者又は販売業者があるときは、当該生産業者、輸入業者又は販売業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の指示に従わない生産業者、輸入業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

第三十一條第二項中「違反したとき」の下に「(表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない場合を除く。)」を加える。

第四十條中「前四條」を「第三十六條から前条まで」に、「外」を「ほか」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。ただし、第二十二條の次に二條を加える改正規定、第三十一條第二項及び第四十條の改正規定並びに次条から附則第四條まで及び附則第七條の規定は、公布の日から施行する。

(公定規格に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、改正後の肥料取締法(以下「**新法**」という。)第四条第一項第三号に掲げる普通肥料に該当するものとして省令で定める肥料について、新法第三條の規定の例により、公定規格を定め、公布の日から六月以内に公告しなければならない。

(登録の申請に関する経過措置)

第三条 生産業者又は輸入業者は、公布の日から起算して七月を経過した日から、新法第六條の規定の例により、前条の省令で定める肥料について、農林水産大臣の登録の申請をすることができる。

(登録に関する経過措置)

第四条 前条の規定により登録の申請があつた場合における当該肥料の登録については、新法第

七条の規定の例によるものとする。この場合において、同条の規定の例により登録を受けたときは、この法律の施行の日において同条の規定により農林水産大臣の登録を受けたものとみなす。

(特殊肥料に係る処分に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に改正前の肥料取締法第三十一条第二項又は第三項の規定により都道府県知事が同法第二十二條第一項の規定により届け出られている同項第一号に掲げる名称の特殊肥料であつて新法第四條第一項第三号に該当するものについて生産業者、輸入業者又は販売業者に対してした処分は、新法第三十一条第一項又は第三項の規定により農林水産大臣がした処分とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における肥料を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、肥料の品質の保全を図るため、普通肥料に新たな区分を設け、特殊肥料のうち有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等に移行させるとともに、特殊肥料の品質に関する表示の適正化のための措置を講じようとするものである。

るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 普通肥料の区分の見直し

有害成分を含有するおそれが高い汚泥等を原料として生産される特殊肥料について、普通肥料として移行するための区分を新たに設け、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項についての規格を定めること。

2 特殊肥料の表示の基準

農林水産大臣は、特殊肥料について、品質に関する表示の基準を定めるとともに、必要と認める場合にはその生産業者等に対し、指示及び公表の措置をとることができること。

3 施行期日

この法律は、平成十二年十月一日から施行すること。ただし、2については公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における肥料を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、肥料の品質の保全を図るため、特殊肥料の品質に関する表示の適正化等の措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

平成十一年七月二十一日

農林水産委員長 穂積 良行

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十一年四月十六日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もつて畜産業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「家畜排せつ物」とは、牛、豚、鶏その他政令で定める家畜の排せつ物をいう。

(管理基準)

第三条 農林水産大臣は、農林水産省令で、たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき基準(以下「管理基準」という。)を定めなければならない。

2 畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない。

(指導及び助言)

第四条 都道府県知事は、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため必要があると認めるときは、畜産業を営む者に対し、管理基準に従つた家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第五条 都道府県知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第六条 都道府県知事は、前二条の規定の施行に必要な限度において、畜産業を営む者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、畜産業を営む者の事業場に立ち入り、家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設の構造設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(基本方針)

第七条 農林水産大臣は、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

官 報 (号 外)

二 処理高度化施設(送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。)の整備に関する目標の設定に関する事項 三 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項 四 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項 3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (都道府県計画) 第八条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができる。 2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容に即するものでなければならない。 一 家畜排せつ物の利用の目標 二 整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標 三 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項	四 その他家畜排せつ物の利用の促進に關し必要な事項 3 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該都道府県計画に定める前項第一号及び第二号に掲げる事項について、農林水産大臣に協議しなければならない。 4 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。 (処理高度化施設整備計画の認定) 第九条 畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に關する計画(以下「処理高度化施設整備計画」という。)を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適當である旨の認定を受けることができる。 2 処理高度化施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 処理高度化施設の整備の目標 二 処理高度化施設の整備の内容及び実施時期 三 処理高度化施設の整備の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法 3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その処理高度化施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (計画の変更等) 第十条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理高度化施設整備計画を変更しようとするときは、当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。 2 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る処理高度化施設整備計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定処理高度化施設整備計画」という。)に従つて処理高度化施設の整備を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。 (農林漁業金融公庫からの資金の貸付け) 第十一条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、第九条第一項の認定を受けた者に対し、認定処理高度化施設整備計画に従つて処理高度化施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行うことができる。 2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲で、農林漁業金融公庫が定める。 3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項及び第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」と、同法第三十六条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第十一条第一項」とする。 (研究開発の推進等) 第十二条 国及び都道府県は、家畜排せつ物のたい肥化その他の利用の促進に必要な技術の向上を図るため、技術の研究開発を推進し、その成果の普及に努めるものとする。 (報告の徴収) 第十三条 都道府県知事は、第九条第一項の認定	四 その他家畜排せつ物の利用の促進に關し必要な事項 3 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該都道府県計画に定める前項第一号及び第二号に掲げる事項について、農林水産大臣に協議しなければならない。 4 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。 (処理高度化施設整備計画の認定) 第九条 畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に關する計画(以下「処理高度化施設整備計画」という。)を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適當である旨の認定を受けることができる。 2 処理高度化施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 処理高度化施設の整備の目標 二 処理高度化施設の整備の内容及び実施時期 三 処理高度化施設の整備の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法 3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その処理高度化施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (計画の変更等) 第十条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理高度化施設整備計画を変更しようとするときは、当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。 2 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る処理高度化施設整備計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定処理高度化施設整備計画」という。)に従つて処理高度化施設の整備を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。 (農林漁業金融公庫からの資金の貸付け) 第十一条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、第九条第一項の認定を受けた者に対し、認定処理高度化施設整備計画に従つて処理高度化施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行うことができる。 2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲で、農林漁業金融公庫が定める。 3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項及び第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」と、同法第三十六条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第十一条第一項」とする。 (研究開発の推進等) 第十二条 国及び都道府県は、家畜排せつ物のたい肥化その他の利用の促進に必要な技術の向上を図るため、技術の研究開発を推進し、その成果の普及に努めるものとする。 (報告の徴収) 第十三条 都道府県知事は、第九条第一項の認定	た場合において、その処理高度化施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (計画の変更等) 第十条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理高度化施設整備計画を変更しようとするときは、当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。 2 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る処理高度化施設整備計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定処理高度化施設整備計画」という。)に従つて処理高度化施設の整備を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。 (農林漁業金融公庫からの資金の貸付け) 第十一条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、第九条第一項の認定を受けた者に対し、認定処理高度化施設整備計画に従つて処理高度化施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行うことができる。 2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲で、農林漁業金融公庫が定める。 3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項及び第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」と、同法第三十六条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第十一条第一項」とする。 (研究開発の推進等) 第十二条 国及び都道府県は、家畜排せつ物のたい肥化その他の利用の促進に必要な技術の向上を図るため、技術の研究開発を推進し、その成果の普及に努めるものとする。 (報告の徴収) 第十三条 都道府県知事は、第九条第一項の認定
--	--	--	--

を受けた畜産業を営む者に対し、認定処理高度化施設整備計画の実施状況について報告を求めることができる。

(経過措置)

第十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第十五条 第五条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 第六条第一項若しくは第十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、畜産をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、畜産業における家畜排せつ物の管理の適正化を図るための措置及び利用を促進するための支援措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とすること。

2 農林水産大臣は、たい肥含その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき基準(以下「管理基準」という。)を定めなければならないものとする。

3 畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならないものとする。

4 都道府県知事は、管理基準に基づき畜産業を営む者に対して必要な指導・助言、勧告、

命令をすることができるものとする。

5 農林水産大臣は、家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向、処理高度化施設(家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。)の整備に関する目標の設定に関する事項その他の事項を内容とする家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

6 都道府県は、基本方針に即して、家畜排せつ物の利用の目標、整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標その他の事項を内容とする当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができるものとする。

7 畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画(以下「処理高度化施設整備計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が、都道府県計画等に照らし適当である旨の認定を受けることができるものとする。

8 農林漁業金融公庫は、処理高度化施設整備計画の認定を受けた者に対し、認定を受けた計画に従って処理高度化施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金の貸付け

の業務を行うことができるものとする。

9 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、畜産をめぐる諸情勢の変化に対処し、畜産排せつ物の管理の適正化及び利用の促進により畜産業の健全な発展を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党から、国及び地方公共団体は、処理高度化施設の整備を促進するため、必要な財政上の措置を講ずる旨の規定を追加する修正案が提出されたが、否決された。

右報告する。

平成十一年七月二十一日

農林水産委員長 穂積 良行
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国旗及び国歌に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年八月十一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

国旗及び国歌に関する法律

(国旗)

第一条 国旗は、日章旗とする。

2 日章旗の制式は、別記第一のとおりとする。

(国歌)

第二条 国歌は、君が代とする。

2 君が代の歌詞及び楽曲は、別記第二のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(商船規則の廃止)

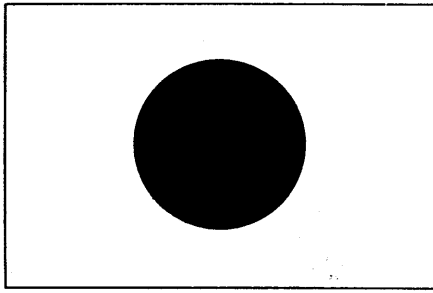
2 商船規則(明治三年太政官布告第五十七号)は、廃止する。

(日章旗の制式の特例)

3 日章旗の制式については、当分の間、別記第一の規定にかかわらず、寸法の割合について縦を横の十分の七とし、かつ、日章の中心の位置について旗の中心から旗竿側に横の長さの百分の一偏した位置とすることができる。

別記第一(第一条関係)

日章旗の制式



一寸法の割合及び日章の位置

縦 横の三分の二

日章

直径 縦の五分の三

中心 旗の中心

二 彩色

地 白色

日章 紅色

別記第二(第二条関係)

君が代の歌詞及び楽曲

一 歌詞

君が代は

千代に八千代に

さざれ石の

いわおとなりて

こけのむすまで

二 楽曲

古 歌
林 広守 作曲



理 由

国旗を日章旗とし、及び国歌を君が代とするとともに、日章旗の制式並びに君が代の歌詞及び楽曲を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国旗及び国歌に関する法律案(内閣提出)に
関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国において、「日章旗」及び「君が代」が、それぞれ国旗及び国歌として国民の間に広く定着していることにかんがみ、成文法

にその根拠を明確に規定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国旗は日章旗とすることとし、その制式を定めること。

2 国歌は君が代とすることとし、その歌詞及び楽曲を定めること。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

4 商船規則(明治三年太政官布告第五十七号)は、廃止すること。

5 日章旗の制式については、当分の間、寸法の割合について縦を横の十分の七とし、かつ、日章の中心の位置について旗の中心から旗竿側に横の長さの百分の偏した位置とすることができること。

二 議案の議決理由

本案は、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党の河村たかし君外四名から修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

右報告する。

平成十一年七月二十一日

内閣委員長 二田 孝治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国旗及び国歌に関する法律案に対する修正案
右の修正案を提出する。

平成十一年七月二十一日

提出者

菅 直人 羽田 孜

鳩山由紀夫

賛成者

安住 淳外二十一名

国旗及び国歌に関する法律案に対する修正
国旗及び国歌に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

国旗法

第二条を削り、第一条第一項中「日章旗とする」を「日章旗である」に改め、同条第二項中「別記第一」を「別記」に改め、同条中見出し及び条名を削り、第一項に項番号を付する。

附則第三項中「別記第一」を「別記」に改める。

別記第二を削り、別記第一中「(第一条関係)」を削り、別記第一を別記とする。

衆議院会議録第三十六号(二)中正誤

ベシ 段行 誤 正

四 四 二 不可部分 不可分

四 四 三 付属書 付属書

五 二 四 野性生物 野生生物

六 四 七 理解を 理解も

七 三 三 継続される 継続させる

一 四 一 五 障害学習 生涯学習

同 会議録第三十七号中正誤

ベシ 段行 誤 正

二 三 九 百九十五 条 第百九十 八 条

同 会議録第三十八号中正誤

ベシ 段行 誤 正

三 二 三 また、 また

五 三 六 考えてもよい 考えてもよい

六 二 九 事項としての 事項として

二 八 四 三 意思表示 意思表示

同 会議録第四十一号中正誤

ベシ 段行 誤 正

五 一 五 国家 国歌

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第七号の発送は都合により後日となるため、第四十七号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 一〇五円 送料別